

## 令和4年第9回ニセコ町議会定例会 第1号

令和4年12月8日（木曜日）

### ○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 諸般の報告
- 4 行政報告
- 5 委員会報告第2号 所管事務調査の結果報告  
(産業建設常任委員会報告)
- 6 請願第 1号 適格請求書等保存方式(「インボイス制度」)導入の見直しを求める  
意見書採択についての請願書  
(総務常任委員会報告)
- 7 発議第 5号 加齢性難聴者の補聴器購入への公的支援を求める意見書案  
(総務常任委員会報告)
- 8 認定第 1号 令和3年度ニセコ町各会計歳入歳出決算認定について  
(決算特別委員会報告)
- 9 議案第 1号 ニセコ町議会議員及びニセコ町長の選挙における選挙運動の公費負担に關する  
条例の一部を改正する条例  
(提案理由の説明)
- 10 議案第 2号 地方公務員法等の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例  
(提案理由の説明)
- 11 議案第 3号 ニセコ駅前温泉「綺羅乃湯」設置及び管理に関する条例の一部を改正する条  
例  
(提案理由の説明)
- 12 議案第 4号 ニセコ町中小企業等信仰条例の制定  
(提案理由の説明)
- 13 議案第 5号 ニセコ町水道事業条例の一部を改正する条例  
(提案理由の説明)
- 14 議案第 6号 ニセコ町公共下水道事業特別会計条例の一部を改正する条例  
(提案理由の説明)
- 15 議案第 7号 ニセコ町農業集落排水事業特別会計条例を廃止する条例  
(提案理由の説明)
- 16 議案第 8号 令和4年度ニセコ町一般会計補正予算  
(提案理由の説明)

- 17 議案第 9号 令和4年度ニセコ町簡易水道事業特別会計補正予算  
(提案理由の説明)
- 18 議案第 10号 令和4年度ニセコ町公共下水道事業特別会計補正予算  
(提案理由の説明)
- 19 発議第 6号 健康保険証廃止の見直しを求める意見書案  
(提出者/ニセコ町議会議員 高木直良)

○出席議員 (9名)

1番 篠原正男	2番 木下裕三
3番 高瀬浩樹	4番 榊原龍弥
5番 斉藤うめ子	7番 小松弘幸
8番 高木直良	9番 青羽雄士
10番 猪狩一郎	

○欠席議員 (1名)

6番 浜本和彦

○出席説明員

町長	片山健也
副町長	山本契太
会計管理者	加藤紀孝
総務課長	福村一広
防災専門官	青田康二郎
企画環境課長	高瀬達矢
税務課長	鈴木健
町民生活課長	富永匡
保健福祉課長	桜井幸則
農政課長	中川博視
農業委員会事務局長	
農政課参事	山田浩二
国営農地再編推進室長	石山智
商工観光課長	齋藤徹
商工観光課参事	三上進
都市建設課長	黒瀧敏雄
都市建設課参事	橋本啓二
上下水道課長	石山康行

総務係長	樋口 範 幸
財政係長	浅井 理 登
教 育 長	片岡 辰 三
学校教育課長	阿部 信 幸
町民学習課長	中村 正 人
こども未来課長	淵野 伸 隆
学校給食センター長	三 橋 公 一

○出席事務局職員

事務局 長	前原 功 治
書 記	佐藤 秀 美

◎開会の宣告

○議長（猪狩一郎君） ただいまの出席議員は9名です。

定足数に達しておりますので、これより令和4年第9回ニセコ町議会定例会を開会します。

◎開議の宣告

○議長（猪狩一郎君） ただちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付のとおりです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（猪狩一郎君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、議長において5番、斉藤うめ子君、7番、小松弘幸君を指名します。

◎日程第2 会期の決定

○議長（猪狩一郎君） 日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。本定例の会期は、本日から12月16日までの9日間にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日から12月16日までの9日間に決しました。

◎日程第3 諸般の報告

○議長（猪狩一郎君） 日程第3、諸般の報告を行います。

地方自治法第121条第1項の規定により、説明のため出席した者は、町長、片山健也君、副町長、山本契太君、会計管理者、加藤紀孝君、総務課長、福村一広君、防災専門官、青田康二郎君、企画環境課長、高瀬達矢君、税務課長、鈴木健君、町民生活課長、富永匡君、保健福祉課長、桜井幸典君、農政課長・農業委員会事務局長、中川博視君、農政課参事、山田浩二君、国営農地再編推進室長、石山智君、商工観光課長、齊藤徹君、商工観光課参事、三上進君、都市建設課長、黒瀧敏雄君、都市建設課参事、橋本啓二君、上下水道課長、石山康行君、総務係長、樋口範幸君、財政係長、浅井理登君、教育長、片岡辰三君、学校教育課長、阿部信幸君、町民学習課長、中村正人君、こども未来課長、淵野伸隆君、学校給食センター長、三橋公一君、以上の諸君です。

次に、お手元に配付したとおり、監査委員から例月出納検査の結果報告3件を受理しております。

また、北海道弁護士会連合会理事長、坂口唯彦から北海道内のすべての地方公共団体及び地方議会に対し、犯罪被害者等支援に特化した条例の制定及びその実効的運用を求める決議、ほか1件を郵送

により受理しております。それらの内容はお手元に配付したとおりです。

次に、9月定例会以降の議長及び副議長の動静について報告いたします。その内容は別紙報告書のとおりです。

次に、浜本和彦議員から検査入院のため、本日の会議は欠席する旨の申出がありましたので報告します。

以上をもって諸般の報告を終わります。

#### ◎日程第4 行政報告

○議長（猪狩一郎君） 日程第4、行政報告を行います。

これを許します。

町長、片山健也君。

○町長（片山健也君） おはようございます。第9回ニセコ町議会定例会、初日ということでよろしくをお願いいたします。

それでは、行政報告をさせていただきます。令和4年12月8日提出、ニセコ町長、片山健也。

行政報告書1枚おめくりいただきまして、まず総務課の関係であります。1、旭日単光章授与ということで、山口利男様に対して叙勲の伝達を行わせていただきました。山口利男さんにおかれましては、ニセコ町議会議員として3期12年にわたってご尽力を賜り、昭和62年5月からはニセコ町議会総務観光常任委員会副委員長の要職を務めるなど、ニセコ町の観光や農業の諸課題について積極にご尽力賜ったことに対する授与ということで、伝達をさせていただきました。

その下2、全国町村長大会に11月17日、東京で出席をしております。

また、3の総理大臣に対する観光ヒアリングへの参加ということで、10月11日、総理大臣官邸において岸田総理ほかに観光の現状について報告する機会を得ました。この会議には岸田内閣総理大臣、松野内閣官房長官、斉藤国土交通大臣、岡田内閣府特命担当大臣、こういった観光庁の長官をはじめ、各省庁の要職にある方にご出席いただきまして、私を含め6名の観光関係者が意見陳述を行うということでのヒアリングが進みました。私のほうからは、ニセコ町で取り組んでいるSDGs未来都市、あるいは世界的に権威のあるベストツーリズムビレッジやグリーンディステーショントップ100に日本で唯一ダブル受賞したこと、そしてこういったことを背景として、持続的な観光に取り組んでいきたいという旨の状況を説明させていただき、2点の提案をさせていただいたところであります。1点目は、観光施設・宿泊施設、こうしたものが建物由来のCO<sub>2</sub>、二酸化炭素排出量という面では、窓などに高気密・高断熱の改修を進める、あるいは新築においてもこういったものに国として規制をしたり、誘導策を国として設けるべきではないかということで、観光関連施設への高気密・高断熱の誘導策を提案させていただきました。また2点目としては、リモートワークが世界でたくさん進んでおりまして、「デジタルノマド」と呼ばれる人、つまりパソコン1台で定住地を持たずに各地で長期滞在される富裕層を含めた皆さんが、今世界中で350万人いるということになっておりまして、2035年には10億人近くにも上るのではないかなというような情報も出ているところであります。現在、世界の40か国、ドイツ、ポーランド、オーストラリアなどは「デジタルノマドビザ」と

いうのを設けておりました、1年ですとか3年とかそこに安心して滞在できるということによる観光の市場規模の拡大策を講じているわけであります。ビザ発給に関しては50万とか100万円とか、それぞれ国が金額を定めておりました、国の収入としても大変大きいものになりますし、こういった皆さんが長期滞在することによって、地域経済に大きな貢献をするのではないかとということで、新たな制度設計についても提案をさせていただき、こうしたトータルな戦いが持続可能な観光の推進に大きく貢献するのではないかと意見を述べさせていただいたところでございます。

その下4として、農地法運用に関する意見交換ということで、農林水産省の農村政策部長ほかと農地法の在り方等について意見交換をさせていただきました。

以下、後志町村会の各種会合、あるいは2ページ目、羊蹄山麓町村長の研修会、8として後志広域連合の各会議を記載させていただいております。なお、後志広域連合においては、これまで各町村等の派遣ということで職員を構成しておりましたが、かなり事務が高度化している実態があったり、あるいは国保も北海道に統一される中で、逆に地域で細やかな施策というのが必要になってくるということから、プロパー職員を採用すべきということが数年間にわたって検討され、具体的にプロパー職員を年次計画で導入していくという方向で、議会等のご了解をいただいているところでございます。

その下9として、羊蹄山麓消防組合の幹事会等を記載のとおりとなっております。

また、10として中華人民共和国の札幌領事がニセコ町へ来庁され、コロナ後に対する意見交換をさせていただいたところでございます。

次、3ページをおめくりいただきまして、各種の会合、そこに記載のとおりとなっております。

15、ふるさと納税の関係者ということで、ニセコ町に多額のご寄附をいただけるということから面談をさせていただきました。

また16、IKEUCHI LABレセプションとは、IKEUCHIにおける新たなビルにおいてフィンランドの交流拠点ということで位置づけがなされておりました、当日駐日フィンランド大使のタンヤ・ヤースケライネンさんとお会いし、お話をする機会を得ることができました。

以下、倶知安高等学校の創立100年記念と陸上自衛隊創隊70周年記念行事、それぞれ記載のとおりとなっております。

4ページ目の20は東京大学をはじめとする各大学等への出向の状況、記載のとおりとなっております。

その下22として、ニセコ町議員報酬等審議会の開催を11月8日にしているところであります。

次のページをおめくりいただきまして、5ページ目、24として小樽市の市制施行100周年記念式典への参加でございますが、事務が重複しておりました、議会事務局長に出席をいただいております。

25、神恵内戸長役場設置150周年記念式典への参加ということで、副町長が参加をしているところでございます。

以下5ページ目の後段であります、29として土地を寄贈いただいております、記載のとおりとなっております。

5ページから6ページ上段のほうに、泊原子力発電所の安全対策に関する各種会議、記載のとおり

りとなってございます。

34として、災害時における外国人旅行者への情報伝達訓練ということで、10月29日、北海道運輸局等のご支援を得ながら、ニセコ町役場で開催したところでございます。

以下、各種防災関係の訓練等、記載のとおりとなっております。

ページおめくりいただきまして、38として、自衛隊の災害派遣に係る研修会を11月15日、オンラインで開催しております。

以下、各種会議、記載のとおりとなっております。

次、8ページ、企画環境課の関係であります。各要請活動、記載のとおりとなっております。

2として、北海道新幹線及び高速道路についてということで、新幹線あるいは高速道路の会議、それぞれ記載のとおり参加をし、各要請活動を行っているということでございます。

次のページめくっていただきまして、後志総合開発期成会の会議、記載のとおりとなっております。

5番目以下、国際交流事業の各種様々な行事、記載のとおりとなっております。

次10ページ、6番目として地域公共交通ということで、デマンドバスの運行状況を書いてございます。

その下7として、ふるさとづくり寄付、ふるさと住民票の状況ということで、寄付総額1億3,300万円、記載のとおりとなっております。また、年度別の内訳も記載のとおりということでございます。11ページ目をおめくりいただきまして、(2)地域別寄付者及び「ふるさと住民」登録者数、記載のとおりとなっております。(3)旅行者向けふるさと納税(e旅納税)というものを、株式会社ONNEA(オンネア)、本社はニセコ町であります。これと非営利株式会社eumo(ユーモ)が共同開発した旅行者向けふるさと納税制度、e旅納税を11月1日からニセコ町でも、小さい規模ながら進めております。ホテル・レストラン・温泉施設あるいはスキー場のリフト等のご協力を得ながら、こういったふるさと納税制度の活用を図ってまいりたいと考えております。これらにつきましては、納税されたものの3割が地域で使えるポイントということになっておりまして、このポイントは3か月すると失効しますが、その残余のポイントを含め、決裁金額の1%についてはニセコ町の子どもたちの未来を応援する事業に活用されることになっております。例えば10万円ふるさと納税すると、3万円分のポイントがニセコ町で登録されたお店やホテルで使えるというものでございます。

その下8番目であります。住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金ということで、そこに記載のとおり支給総額7,180万円、住民税非課税世帯に対し10万円を給付する事業であります。対象者には年内に振り込みを完了する予定となっております。なお、物価・燃料高騰対策としての非課税世帯への5万円の給付につきましては、今月中に該当のところにご案内を差し上げる予定となっております。

9として、防災ラジオの配布状況、記載のとおりとなっております。

次、12ページ目であります。10として、まちづくり懇談会につきましては記載のとおり開催をしております。12会場で開催をしております。総合的なこともそうであります。主としてJR北海道から経営分離される長万部・小樽間のバス運行について、それから建築ガイドラインの策定などについて意見交換をさせていただいているところでございます。

その下 11 として、行政視察の受入れ状況ということで、これは原則としてニセコ町内に宿泊をしていただくということを条件として受入れをしているものでありますが、現在まで 575 人 39 団体ということで記載のとおりとなっております。

12、まちづくりトークということで、並行在来線廃止に伴うバス運行について意見交換をさせていただいております。

13 ページ、13 として「こんにちは・おぼんです町長室」の状況、記載のとおりとなっております。

その下 15 として、職員研修「これからのニセコ町の課題」、「マニュアル化が創造的な行政をつくる」ということで、ニセコ町の環境アドバイザーにもお願いしております田中信一郎千葉商科大学基盤教育機構准教授にご講演をいただいております。

17 として、医療建築連携事業、国土交通省に関する意見交換。現在の健康省エネ住宅を推進する国民会議、これ会長は上原裕之一般財団法人建築環境省エネルギー機構理事長が会長を務められておりますが、現在のお医者さんや研究者を中心として、北海道や東北など寒いところ、夏は冷房などの関係もありますが、建物自体の 1 部屋だけでも高気密・高断熱の改修をすると、健康に大変よい影響を与えるというデータが出ております。これをもとにして、現在国のほうでは厚生労働省や国土交通省を中心として 4 省庁連絡会というのをつくっていただいております。これまで高気密・高断熱も建物全体という考えでしか基本的に世の中になくような状況でありましたが、1 部屋だけでも改修することによって健康上に与えるものも大きいということで、この 1 部屋改修に関して国の新たな補助交付金制度を創設してほしいという要請活動を現在行っております。これに関しても全国町村会等を含めて各団体から国への圧力を強めるよう、1 月にも私のほうで全国町村会との取りまとめをしながらこういった要請活動を行い、現在のモデル地区をいくつか選んで、そこで実際にモデル事業を実施しようという国の動きもあります。ニセコ町に適合すれば、将来ニセコ町でもこういったことで大きな投資を生まずに 1 部屋だけでも断熱をするようなことをしながら、健康やCO<sub>2</sub>の排出抑制というものにつなげていきたいと考えているところであります。

18 として、地方自治体地熱研究会の視察を担当のほうで行っております。

その下 19 として、第 12 回ニセコ町水資源保全審議会を 10 月 5 日に開催させていただいております。

次、14 ページ、21、水資源保全全国自治体連絡会シンポジウムが愛媛県の西条市でありまして、私が副会長をしておりますのが、国の皆さんとの意見交換なども行っております。

22 として、持続可能なまちづくり・省エネ建築・林業を学ぶドイツ合同視察ということで、記載のとおり 11 月に職員 2 名を派遣しているところであります。

23 として、ニセコ中央倉庫の指定管理状況ということで、利用状況等も含めて記載のとおりとなっております。

次、15 ページの 24、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の状況について記載をさせていただきます。令和 2 年度から令和 4 年度事業分ということで、令和 4 年度につきましては 1 億 4,064 万 5,000 円が交付予定額ということになってございます。

25 として、地域おこし協力隊を新たに 1 名、農政課に配属をさせていただいております。

その下 26、オンラインの移住相談会を記載のとおり開催しております。

27、同様に移住者の交流会、記載のとおりとなっております。

16 ページ目、税務課の関係であります。1、町税の収納状況、記載のとおりとなっております。予算額 7 億 3,800 万円に対して調定額が今 9 億 300 万円という状況となっております。その下の小さい表は国民健康保険税の表であります、国民健康保険税の記載が抜けておりまして大変申し訳ありません。上段が町税の収納の実績、それから下段が国民健康保険税の収納実績という状況であります。

その下、町民生活課の関係であります、1 として町民センターの利用状況、それから 2 としてマイナンバーカードの交付状況、記載のとおりとなっております。17 ページ、マイナンバーカード普及促進の取組みということで、マイナンバーカード新規取得者に綺羅ポイント 1,000 ポイントを、国の 2 万ポイントと別に付与するという進めておりまして、このポイントの付与実績が 232 件となっております。国のほうでは、新たにこのマイナポイントの普及状況を、地方交付税の基準財政需要額に算入するということをおられまして、マイナンバーカードの取得率が私どもの地方交付税に影響を与えると思われ、総務大臣が記者会見をしております。来年以降反映されるということなので、少しでもポイントの率を上げていきたいと考えております。

その下 3 として、一般廃棄物の処理状況、記載のとおりとなっております。また、(2) 使用済小型家電の収集を 10 月 28 日と 29 日に記載のとおり行っております。

4 として、秋のクリーン作戦は 10 月 1 日から 31 日まで町内のそれぞれのところで清掃月間として実施していただいておりますが、残念ながら 10 月 4 日に予定していたクリーン作戦は雨天により中止となっております。

その下、各会議、記載のとおりとなっております。

6 として、交通安全の推進関係、17 ページから 18 ページまで、記載のとおりとなっております。交通安全のポスターコンクールは (3) に記載しておりますが、10 月 26 日にこのようなかたちで行っております。また、冬の交通安全運動、交通指導員の皆さんの大変なご尽力によりまして、記載のとおりとなっております。その下、無料法律相談会は札幌弁護士会のご協力で記載のとおり行われており、相談件数も記載のとおりとなっております。

その中ほどから下は保健福祉課の関係でございます。1 として、ニセコ町社会福祉委員（民生委員会）会議の開催ということで、9 月 29 日に開催しております。就学援助、あるいは福祉灯油などについてご審議をいただいたところでございます。

2 として、ニセコハイツときら里の入居状況、11 月末現在、それぞれ記載のとおりとなっております。

3 として、新型コロナウイルス町内の新規感染者について、10 月から 11 月にかけての状況をそれぞれ書いております。なお、国の全数把握見直しに伴い、65 歳以上、入院を要する者、重症化リスクのある者、妊婦のみ保健所で把握した人数を公表している状況でありますのでお含みおきをいただきたいと思っております。

次 19 ページ目、4 として、新型コロナウイルスワクチンの接種状況、1 回目から 5 回目接種まで記

載のとおりとなっております、このうちオミクロン株対応接種が1,561人となっております。

その下5として、各種健康診断等の状況、記載のとおりであります。

また、20ページの中ほどであります、エキノコックス症の予防（駆除）対策の結果、記載のとおりです。ボランティアの皆さんに深く感謝を申し上げ、来年以降も継続させてもらえればと考えています。

以下の生活習慣病予防料理教室や健康運動教室、記載のとおりとなっております。

21ページ目、12として倶知安厚生病院第2期整備費用負担事業の状況ということで、事業の進捗状況についてそれぞれ記載のとおりとなっております。後段のほうにありますが、今後は令和5年4月から増築棟の建設工事に着手、令和6年11月のリニューアルオープンということで、現在進んでいるところであります。一番下に「なお書き」で書いてありますが、西と中央、及び東棟の解体工事は令和6年11月に着工、令和7年10月に終了予定となっております。予定どおり全体の工事が進んでいるような状況でございます。

13として、令和4年度地域包括支援センターの運営状況、11月11日現在であります、記載のとおりそれぞれ介護予防事業や相談業務、家族介護の支援、それから22ページには、認知症対策総合推進事業から、介護予防プランの作成等記載のとおりとなっております。

続きまして農政課の関係でございますが、水田農業生産の状況及び産米の出荷状況、22から23ページ目に記載しております。低タンパクの状況等、総じて品質は大変よい年であったという評価を受けております。

23ページ目、2として木育のイベント「NISEKO WOOD PARK」が多くの方の参加のもと開催されております。

以下、ニセコ高校の収穫体験、ニセコ小学校の収穫体験や脱穀とか精米の体験の状況も記載のとおりとなっております。

次24ページ目、6として集約草地の利用状況であります、5月25日から10月18日まで記載のとおり入牧を行っております。

7として、令和4年度有害鳥獣被害防止対策支援事業の状況であります、設備整備として電気柵や爆音機など記載のとおり13件、それから狩猟免許の新たな取得が1件となっております。

8として、豊里地区の有害鳥獣駆除委託業務、1か所の箱わなを置いて有害鳥獣を捕獲して駆除する作業ですが、10月31日までで431羽の駆除を行っているところであります。

9として、第208回まちづくり町民講座の開催、11月7日、それから次の25ページ目の10、第209回まちづくり町民講座の開催、11月22日に行っております。7日のほうが「ニセコ町の森林と広葉樹の活用事業を考える」ということで、株式会社飛驒の森にクマが踊るの松本剛さんにご講演をいただき、意見交換をさせていただきました。また、22日には「百年の森構想から生きるを楽しむ」ということで、今日本でも地方創生の旗手として大変脚光を浴びております西栗倉村地方創生特任参事の上山隆浩氏にご講演をいただいたところであります。その下、国営農地再編推進室の状況でございます。一部書面会議等がありますが、記載のとおりそれぞれ開催させていただいております。25ページの3として、再編事業ニセコ地区の推進ということで、促進期成会の役員会を9月27日に

開催、それから各地区の推進委員会を全町 8 地区で、それぞれ 10 月 31 日から 11 月 10 日の間で開催をさせていただいたところでございます。

26 ページ目 4 として、第 44 回全国土地改良大会沖縄大会ということで、現在後志支部の副支部長を私拝命しておりますので、役員として参加をさせていただいたところであります。

その下、商工観光課の関係であります、令和 4 年度上半期の観光入込客数の状況、記載のとおり大変厳しい状況でありまして、下の表がインバウンドの外国人宿泊者数ですが、ほとんどゼロ状態ということで本当に僅かな方ではありますが、冬シーズンに向かって少しインバウンドも回復し、国内の旅行も来ていただけるような状況になればと期待をしているところでございます。

2 として、観光庁幹部との意見交換ということで、観光庁の長官をはじめとする観光庁の幹部職員の皆さんと、オンラインではありますが、ニセコ町の観光の歩みと持続可能な観光の在り方について意見交換をさせていただいたところです。

次に 17 ページ 3 として、観光庁長官表彰の伝達式ということで、11 月 2 日、北海道運輸局において運輸局長から伝達を受け、観光庁長官とはネットで意見交換をこの場でさせていただき、大変栄誉なことであると考えております。

4 として、全国観光圏推進協議会への出席、記載のとおりとなっております。

5 として、G S T C サスティナブルツーリズムトレーニングプログラムということで、11 月 19 日から 21 日、ニセコ町民センターや町内でのフィールドワークが行われました。この G S T C、世界持続可能観光協議会のご指導も得ながら、持続可能な観光というものを進めていきたいと考えているところであります。

6 として、台湾観光局主催の Global Sustainable Travel Workshop に、記載のとおり担当者が出席をしているところであります。

7、東京ニセコ会と連携したプロモーションの開催ということで、9 月 29 日から 10 月 2 日、代々木公園で記載のとおりイベントが開催されております。

28 ページ、8 として、新型コロナウイルス感染対策に伴う経済対策進捗状況ということで、(1) 観光施設持続化支援給付金事業、記載のとおりであります。これはゴルフ場の持続、それから温泉の持続ということで交付したものであります。(2) は商品券発行事業ということで、9 月 1 日に住民登録している住民の皆さん全員に町内で活用できる商品券をお配りし、物価の高騰により大きな影響を受けている町民の皆さんの生活・家計を支え、加えて町内消費を喚起し、域内経済活動の下支えを図るということで行っております。また、基準日に母子手帳の交付を受けている妊婦の皆さんに対しても、加算して商品券を配布しているところでございます。内容につきましては記載のとおりとなっております、特に商品券の取扱い店舗数 119 店舗ということで、多くの皆さんにご協力いただいていることに感謝を申し上げたいと思います。(3) として町内ポイントカードを活用した支援事業ということで、ニセコ綺羅カード会が取り組むポイント事業に関して、子育て世帯への支援ということで、記載のとおり加算するポイントを交付し、域内消費の喚起等も行っているところでございます。

29 ページ、9 として日本フットパス協会の総会・理事会がありまして、町長が理事になっておりますが、商工観光課長が代理出席をしております。昨年ニセコでの全国大会がコロナウイルスの感染状

況に鑑み、残念ながら中止となっております。将来的には今後フットパス協会の皆さんとも相談し、再度ニセコ町に誘致できる可能性があれば、そういったことのアピールもしていきたいと考えているところであります。

その下 10 として、国民保養温泉地協議会の協議ということで、現在私が協議会の会長を行っておりますが、温泉というものに対する認知が日本全体あるいは世界では相当薄いので、世界の皆さんが温泉というものに対して興味を持てるよう、現在ホームページのリニューアルを図っているところであります。世界の皆さんに向けて温泉の効能というものを発信していきたいと考えております。

12 として、全国道の駅連絡会の通常総会、シンポジウム等が開催されているところであります。全国道の駅連絡会、私が現在北海道の会長を拝命しております、理事としていろいろな総会に出しております。30 ページの 14 にも道の駅ニセコビュープラザについて記載しておりますが、国土交通省において、言ってみればヒット作品というか、国民の皆さんから最も評価の高いのがこの道の駅という制度であります。しかし現状では、道の駅に関する国の補助制度はなく、それぞれがあちこちから補助金を集めてきてつくっているのが実態であります。そういったことではなくて、国民からも支持が高く、地域振興の大きな役割を担っている道の駅に対しては、国土交通省として新たな道の駅の補助交付金制度をつくるべきではないかという要請活動を、現在政府与党をはじめ、国会議員、財務省、国土交通省等に行っているところであります。道の駅ニセコビュープラザの再整備にあたって、こういった国の状況も鑑みながら取り組んでいきたいと考えているところでございます。以下、そういった要望活動を 29 ページ目の後段、記載のとおり行っております。また、30 ページにシンポジウムですとか、13 として北海道地区道の駅連絡会の通常総会、記載のとおりとなっております。

14 として、道の駅ニセコビュープラザの再整備に関する意見交換を 11 月 16 日に開催をさせていただき、多くの皆さんの意見を得ながら、道の駅の再整備に向かって取り組んでまいりたいと考えているところであります。

その下 15 として、道の駅ニセコビュープラザでの実証実験について、(1) エッジ A I カメラによる実証試験ということで、新規事業として「新北海道スタイル デジタルイノベーションプログラム」が北海道から採択をされました。道内初のスタートアップ企業と連携をして、道の駅に A I カメラを 3 台設置し、施設利用者の集計や分析を行い、取得データから利用者の満足度向上に向けた取組みの検討を実施するというので、11 月 20 日から 2 月 28 日までカメラを設置し、状況分析を行うことにしております。(2) 雪負担の低減に向けた実証試験ということで、これは雪がつかないコーティング剤を開発した企業が、現在ニセコのいくつかの場所で実証実験を行っております。その一つに道の駅の屋根を利用させていただいて、雪のつく状況を確認している状況です。こういったコーティングがうまくいくと、太陽光発電にも塗ることができるということなので、太陽光発電にも雪がつかない状況になれば、北国の太陽光発電としても相当先に進むのではないかと考えております。

31 ページ、16、イベントの実施ということで、ニセコハロウィンの関係、関係者の大変なご尽力により、コロナ禍のなかでもそれぞれ開催していただいているところであります。生産者をはじめ、ニセコハロウィンは住民自治の大きな取組みとして、ニセコの秋にはなくてはならない風物詩となっておりますので、関係者に厚く感謝を申し上げたいと思います。また、(4) として J R 北海道のご

尽力によりまして、特急ニセコ号の運行を記載のとおり行っているところであります。(5) ミニケストラ（小編成オーケストラ）による町民コンサート、ニセコリゾート観光協会のご尽力により、10月30日に記載のとおり開催されております。32 ページ、(6) ツール・ド・北海道 2022 が記載のとおり開催されております。

17 として、ニセコグリーンバイクプラス、電動アシスト付自転車貸出事業の結果、記載のとおりとなっております。

18 として、スキー場の安全祈願祭が記載のとおり行われております。

19 として、ニセコアンヌプリ地区なだれ事故防止対策協議会が10月7日、記載のとおり開催をされております。総会につきましては12月1日に町民センターで開催されております。ニセコがこれだけ世界にスキーとして名が売れた理由は、ニセコルールという大変な皆さんのご尽力によってできたルールが世界に喧伝され、大きな評価を得たということが大きな基礎の一つでありますので、今後ともニセコルールのPRを行っていききたいと考えております。

20 として、ニセコスキー場安全利用対策協議会が同日に行われております。

33 ページ、21 として、ニセコ・ウインター・スタッフトレーニング・プログラム、記載のとおりとなっております。

22、ニセコリゾート観光協会の取締役会ということで、副町長が出席しております。

23、令和4年度ニセコ駅前温泉「綺羅乃湯」の入館状況ということで、コロナ禍の中でも少しずつは入館者が増えてきているのではないかと思います。

24 として、キラットニセコの取締役会、記載のとおりとなっております。

25、ニセコビジネススクールの開催ということで、ニセコ町は全国でも有数の起業数になっておりまして、新たな業を起こす起業ですが、ニセコビジネススクールは大変大きな役割を果たしていると考えております。小樽商科大学や日本政策金融公庫小樽支店など、皆さんのご尽力のもと、こうしたスクールがずっと開催されていることに感謝を申し上げたいと思います。

次 34 ページ、26 として、にぎわいづくり起業者等サポート事業の実施状況ということで、これも割と好評の中にできている事業であります。記載のとおりとなっております。

27 として、大人のニセコ探訪ということで、商工会によってこうしたイベントも開催されているところであります。

28、羊蹄地域消費生活相談窓口の運営状況ということで、記載のとおりとなっております。最近倶知安警察署管内でも詐欺等がかなり横行しておりまして、こういったネットでのだまし取られる事件が多発しておりますので、この消費生活相談窓口の運営というのは大変重要な役割になっていると考えております。

その下、都市建設課の関係であります。1 として、ニセコ町営住宅入居選考委員会の開催ということで、記載のとおり、次のページにわたりまして3回開催をさせていただいているところでございます。

2 として、地区別景観ワークショップの開催については、それぞれ記載のとおり各地区で景観に関するワークショップを開催し、できればある程度まとまった景観のガイドラインに集約できれば

いいと期待をしているところでもあります。

3として、無電柱化と創る景観資源シンポジウム（ニセコ地域の景観を考える）ということで、北海道開発局、あるいは北海道庁の大変な応援を得まして、この電線地中化問題を中心とした景観資源ということで、記載のとおりオンラインを含めてこの景観を考えるシンポジウム開催をさせていただいたところでございます。

36 ページ、各種道路の関係のことが4、5とそれぞれ全国大会等、記載のとおりとなっております。

6として、北海道主催のまちづくりメイヤーズフォーラムが開催されております。

7として、「命のみち」づくりを求める東京大会がありまして、この前段で北海道「命のみち」づくりを求める大会が別の会場で行われており、私のほうから意見発表させていただいております。高速道路は救急医療、命をつなぐ道路であるとともに、国道と高速道路の2本があることによって災害リスクの軽減も図れる。高速道路があることによって、住民の暮らしの安全が確保されるということで、後志道延長の必要性について意見発表させていただいたところでもあります。

9として、国土利用計画法に基づく土地取引の状況ということで、記載のとおりとなっております。

10として、景観条例に基づく協議状況ではありますが、開発事業が2件というような状況ではありません。

37 ページ、上下水道課の関係でございますが、1、市街地区の配水管破損事故についてということで、11月18日の午前5時30分に確認し、発見状況・対応内容については記載のとおりとなっております。被害状況は6時50分ごろから午後3時30分頃まで破断箇所の下流で断水してございまして、断水の影響を受けた世帯は36件であり、8件に給水ポリタンクの配布等を行ったところであります。今後ともこういった破損事故の減少に努めてまいりたいと考えております。

その下、農業委員会の関係であります。後志地方農業委員会連合会の研修会の開催や、地区別の農業委員会研修の開催状況、記載のとおりとなっております。

38 ページ、農地パトロール、農業委員会視察について、それぞれ記載のとおりとなっております。

次に、消防組合ニセコ支署の関係であります。2として、ニセコ町少年消防クラブの学習会ということで、2回、3回記載のとおりとなっております。

3として、秋の火災予防運動パレード、10月15日開催ということで、同時にニセコ町少年消防クラブ学習会も開催されたところであります。

4、北海道消防大会を8月27日に今金町で開催し、記載のとおり団長ほか出席をさせていただいているところでございます。

39 ページ、5としてニセコ町婦人防火クラブの視察状況でありますとか、6としてニセコ中学校の職業体験等、記載のとおりとなっております。

10として、市街地一般住宅予防査察、記載のとおりとなっております。

12として、10月17日、秋季招集訓練が開催されております。

40 ページ、各種消防での活動、それから17として、災害出動状況を41ページまで記載しておりますが、特に最近山岳救助出動がこの間だけでも5件あり、大変増加傾向にあるという状況であります。また、近隣町村で41ページの(7)や(13)のように火災が発生しているということで、空気が

乾燥している状況で全焼になっているところが多いと聞いております。今後ともこうした啓発活動を行ってまいりたいと考えております。

次に42ページ、18として、ニセコ救急の出動先別状況について、記載のとおりとなっております。

以下43ページ以降、委託業務の状況、工事の状況について記載しておりますので、後ほどご覧いただきたくお願いを申し上げます。

以上で第9回ニセコ町議会定例会にあたっての行政報告とさせていただきます。

どうぞよろしくお願いをいたします。

○議長（猪狩一郎君） 続きまして教育長、片岡辰三君。

○教育長（片岡辰三君） それでは、第9回ニセコ町議会定例会にあたりまして、教育行政報告をさせていただきます。12月8日提出、ニセコ町教育委員会教育長、片岡辰三。

1ページ、大きな1として教育委員会の活動でございます。(1)教育委員会議、10月3日、第8回定例会におきまして、教育委員会教育長の任命、教育委員の任命等、それから補正予算について報告してございます。議案につきましては職務代理者の指定、議席の決定ということでございました。第9回臨時会が11月8日に開催されまして、会計年度職員の退職等、それからニセコ町通学路安全推進会議設置要綱の一部改正関連の改正がございましたが、今年度4月から昆布小学校にニセコ町の生徒2名が通学しているということで、通学路の拡大に関して開発局等の職員をさらに入れて、通学路の協議会推進会議を改めて設置したということで、そういう改正を行ったところでございます。それから子育て支援商品券配布事業実施規則の制定、それから全国学力学習状況調査の結果等について報告してございます。議案につきましては、ニセコ町立北海道ニセコ高等学校学則の一部改正、令和5年度ニセコ町立北海道ニセコ高等学校入学者選抜の実施。選抜の実施につきましては、毎年度入試日程等が変更になりますので、それに合わせて改正をしているものでございます。第10回定例会が12月1日に開催されてございます。人事の時期になりまして、報告案件としまして令和5年度当初教職員人事異動希望状況の報告、それから教育財産の目的外使用ということで、これは災害時における自衛隊が運動公園、ヘリポート等への活用をいただきたいということで、許可をしてございます。議案につきましては、要保護及び準要保護生徒の認定ということでございます。

(3)としまして、教育長部会の秋季研修会ということで、12月12日から13日に記載のとおり開催されてございます。

(4)として、後志町村教育委員会協議会の委員研修会ということで、10月28日、岩内地方文化センターで加藤隆氏を講師にお招きしまして「これからの教育に求められること」ということで、教育委員2名と学校教育課職員1名が参加してございます。

2ページ、(5)として、北海道市町村立農業高等学校振興対策協議会総会、これまでコロナの関係で対面の開催が中止されていたところでございますが、2日日程を1日日程に短縮しての久しぶりの開催ということでございます。士幌町でICT活用教育の推進、あるいは魅力ある学校づくりの取組状況等についての情報交換をしてきてございます。教育長及びニセコ高校長も出席してございます。

(6)につきましては、町村教育委員会連合会教育長部会の研修会が、10月19日、ホテルライフオート札幌で開催されてございます。「部活動の地域移行」ということで、これ全国的に今話題にな

っているところですが、特に中学校の部活動の有り様を地域へ移行していくという流れの中で、いろいろ情報交流をさせていただいたところがございます。

(7) としまして、新潟県議会総務文教委員会の視察ということで、ニセコ高校に10月25日、視察に来られました。グローバル観光コースの取組みについてということで、議員10名、議会事務局2名の訪問を受け、対応につきましてはニセコ高等学校の校長・教頭、教育長、学校教育課職員2名で対応してございます。

(8) として大学等の対応ということで、9月27日に北海道文教大学の高桑教授が来られまして、近藤小学校で受入れをしている草の根教育実習の状況について協議をしたところでございます。それから10月20日には小樽商科大学の北川教授ほか1名が来られまして、ユニバーサル・ユニバーシティということでニセコ高校との連携交流等について、町と今後連携、協定等を結んでいきたいというような打合せでございます。対応者につきましては記載のとおりでございます。11月29日には、札幌国際大学の佐久間教授とオンライン公開講座についてオンラインの会議をしております。元ファイターズの番記者である平澤芳明教授は現在札幌国際大学におられますが、1月28日と2月4日に公開のオンライン講座を開催するというので、広く町民等も含めて希望者が参加できるようお願いしているところでございます。

続きまして3ページをご覧ください。大きな2として学校教育の推進ということで、(1) 学校運営に関しましては、参観日は記載の日程で開催がされてございます。行事につきましては、今年度はそこに記載のとおり、それぞれの行事がほぼ当初の予定どおり開催されているところでございます。交流事業・体験事業ということで、稲刈り体験を三浦裕一氏の圃場をお借りして、小学校5年生を対象とし特別学習を実施してございます。

(2) 会議・研修につきましては、校長会議は9月、10月、11月に、それから教頭会議も同じく9月、10月、11月に学校経営に関する協議や情報交流、教育委員会からの所管事項について説明をしているところでございます。③④⑤は特別支援教育を必要とする児童生徒への対応についての協議ということで、ニセコ町の教育支援委員会9月16日と10月21日に開催しているところでございます。近年、支援を要する子どもの数が増えている状況にあります。町としてもその対応について、具体的な取組みを進めているところでございます。特に要望として、来年度は町内での通級学級の実現に向けて、教育局のほうにお願いをしているところでございます。⑥につきましては、コミュニティスクールの全体会議が開催され、町内のコミュニティスクール委員の方には積極的なご支援をいただいているということで、活動経過報告ですとか学校関係者の評価について意見交流をしているところでございます。⑦として、ニセコ町通学路安全推進会議、一部規約を改正して協議会を行ったところでございます。特に今回は昆布小学校の通学路についても、現地確認しているところでございます。

(3) 令和4年度全国学力・学習状況調査の結果ということで、4月19日に実施したものでございます。概要や目的につきましては記載しているとおりでございます。5ページをお開きください。今年度につきましては小学校6年生、中学校3年生対象ということで、今年は理科が追加になってございます。例年ですと国語・算数、国語・数学ですけれども、今年度理科が対象になってございます。

実施した学校数・児童数については、その下に記載のとおりでございます。②結果概要でございますが、小学校と中学校、それぞれ全国とニセコ町の結果を見ますと、ニセコ町の児童生徒は全国の平均よりも高い状況になってございます。ただ小学校の算数だけが低かったということですが、非常に頑張っていると評価できると思います。あわせて、質問紙調査結果のところでは学習習慣ですとか、環境、生活習慣について聞き取りで傾向を見ているところですが、学校の授業以外に勉強しているというのが、若干全国の状況よりは下回っていると。ただ毎日新聞を読むとか、ゲームの時間が少ないというような点では上回っております。国語も細かく分析すると、読書関係については大変高い数字になっているところもありまして、そういった日頃の生活習慣とのつながりがあるのかなと考えてございます。6ページ、中学校の状況につきましても同様な傾向がございます。その下の学習興味・関心理解度については、小学校では国語算数理科が好きだと回答する割合が、全国よりも上回っている状況でございます。一方中学校では、国語は好きだけれども数学と理科は結果的には下回っているという傾向もございます。その下に具体的に詳しく書いてございますので、後ほど読んでいただければと思います。この結果につきましては、道教委、町村の教育委員会のホームページ等に掲載しております。

次に(4)として、令和5年度就学児童健康診断及び知能・言語検査の実施ということで、来年少学予定の対象者が現在45名ということでございます。

(5)フッ化物洗口、ニセコ小学校での実施に向けて10月27日には、教職員を対象とした説明会、それから(6)として、11月15日には保護者説明会を開催し、実施に向けて取り組んでいるところでございます。ちなみに保護者が6名いて、4名は幼児センターで既に実施しているので特に心配はしていないということですが、経験していない保護者につきましても、幼児センターでも実施している等の丁寧な説明をしたところ、特に心配はありませんとのことでした。いずれにしても、今の1年生から順次、段階的に実施していく予定でございます。

(7)児童生徒の状況、11月1日現在、特に大きな変更はございません。②の特別支援教育につきましても、配置教員等を含めまして大きな変化はございません。

(6)学校保健関係ですけれども、コロナの関係ですが、9月、10月の新型コロナウイルス感染症で陽性となった児童生徒の人数を記載してございます。感染症関係というのはいわゆる濃厚接触で、家庭で陽性者が出て出席停止になった数でございます。それから不安であるということで、登校を控えるという生徒も記載のとおりおりました。特に10月、11月は学校関係で感染者が大変増えている状況にございました。ニセコ小学校ではそこに記載のとおり2年生と6年生が学級閉鎖、中学校につきましては1年生が学級閉鎖、高校につきましては1年、2年、3年というふうにならずに感染し、一時的には学校閉鎖の状態になっていた期間もございます。

次に(9)ニセコ高等学校関係ということで、①後志地区の定時制通信制生徒生活体験発表大会が9月13日開催されまして、ニセコ高校の1年生、吉田小夏さんが優勝ということでございます。②見学旅行につきましては、記載のとおり22名全員が参加してございます。9ページをお開きください。③農業クラブ全国大会で金沢市へ行き、成績としては優秀賞1人ということでございます。④生徒募集に向けた活動ということで、これまでも9月、10月と先生方や管理職が中学校訪問をしてご

ございましたけれども、第3回目の一時体験入学ということで2名、それから今年度の札幌での説明会には、残念ながら参加者がいなかったということでございます。これらにつきましては、次年度開催時期等を検討して、できるだけ早い時期に開催するような方向で検討していただいています。⑤ニセコ高校の振興対策ということで、そこに寮の検討専門委員会の先進地視察、10月26日から27日、幌加内高校の渓雪寮、下川町のアイキャンハウス、下川町はジャンプが有名で、中学生や高校生が全道から集まってきており、そういう子どもたちを収容する施設でございます。それから、第2回寮検討専門委員会は、その視察を振り返り意見交換、情報交流をしたところでございます。そして、第2回ニセコ高等学校魅力化検討委員会を11月11日に開催してございます。こちらは1回目の検討委員会と施設視察を行った振り返り、寮の専門委員会等が開催された状況についても情報共有し、寮も含めたニセコ高校の在り方をさらに検討していくということで協議しているところでございます。

次に10ページ、大きな3としまして、子育て支援、幼児教育・保育の推進でございます。(1)子育て支援・子どもまちづくり関係につきましては、①としてこども家庭庁事務担当者説明会にオンラインで、こども未来課長とこども未来係長が出席しております。②ユニセフの関係にも参加をしております。③今年度、子ども議会を兼ねてまちづくり委員会にも参加するというかたちで、第1回は11月1日に北海道新幹線のトンネル工事を見学したということでございます。⑥子どもまちづくり委員会の第2回、ワークショップで「北海道新幹線が開通する2030年の未来予想図」の協議をしているところでございます。11ページ、⑦子育て応援商品券発行事業ということで、新型コロナウイルス感染症が長期化する中で、感染症対策や物価高騰等によりかなりの影響を受けている子育て世帯に対しての支援ということで、学校給食費に相当する額の商品券を配布し、その暮らしを支えるとともに町内消費を喚起し、域内の経済活動を下支えするというものです。使用期間につきましては11月10日から1月15日ということでございます。基準日でニセコ町に住民登録がある高校生以下の子どもを対象としてございます。1人あたり商品券として3万円相当を配布。配布数につきましては記載のとおりでございます。⑧として、ファミリーサポートセンターの利用状況ということでございますが、今年度から新たな取組みとして進めてきたところでございます。先般7日の新聞にも報道されておりましたけれども、ようやく10月11月と延べ利用人数ですけれども増えてきているということで、周知あるいは認知される部分が多くなったように思います。利用勧誘もそうですけれども、それを支える協力会員も増やしていかなければなりませんので、そういった地域の皆さん方で協力してくれる方には研修等を実施しまして、利用する方とそれを支える協力会員の双方向で広く進めていきたいと思っています。

(2) 幼児センター関係につきましては、①園の行事として運動会、札幌国際大学短期大学部保育学科の学生による英語で遊ぼうという取組み、イワオヌプリ登山遠足と記載のとおり、ほぼ予定どおりの実施ということで進んでございます。12ページ、②園児の健康安全ということで、健康診断が1月25日、フッ化物洗口を5歳児と4歳児に実施しております。③入園児童の状況ということで、12月1日現在、記載のとおりになってございます。お互いに余市からとか蘭越からとかニセコ町と近隣の町村で、お互いに行き来をする中で、定員オーバーしたところを調整して実施しているところでございます。④預かり保育の状況につきましては記載のとおりでございます。

次に13ページの(3)子育て支援センター関係ですけれども、子育て支援センター利用状況につきましては記載のとおりとなっております。一時保育の状況につきましても、利用者につきましては記載どおりということで、例年よりちょっと多い程度ということです。あと休日保育の状況、14ページの子育て講座等事業実施の状況につきましては、おひさまバス遠足、にこにこ相談、子育て講座等、記載されている状況で開催をしております。

次に15ページでございます。(4)ニセコ子ども館の入所状況ということで、定員80名のところ70名となっております。

次に大きな4として、社会教育・社会体育の推進ということで、(1)の①第2回社会教育委員会議が開催されております。11月15日、北海道町村社会教育委員長等研修会の報告で、各種社会教育委員の研修会が全道規模あるいは管内規模ございまして、そういった状況についての報告。それから、第3次ニセコ町子ども読書活動推進計画の策定について協議しているところでございます。②放課後子ども教室につきましては、毎週月曜日、町民センターでニセコ小学校対象、毎週金曜日、近藤小学校で近藤小学校の生徒を対象に開催しております。③少年体験事業ということで、ニセコみらいラボ、ニセコチャレンジ等を開催しております。

16ページをご覧ください。(2)として文化・図書活動。①有島記念館事業ということで、第34回有島武郎青少年公募絵画展の表彰式が11月3日、文化の日に開催されております。近年出品数が増加傾向にあるということで、審査もなかなか厳しい中、それぞれ表彰された人は素晴らしい作品を出品していただいております。その下に「有島武郎と北海道ーニセコ開拓の歩みと鉄道遺産」ということで、有島農場開放100周年に関わる事業として、11月21日から12月9日、北海道立生涯学習推進センター情報交流広場(まなびの広場)で開催しているところでございます。②有島記念館に関わる事業としてヴァイオリン&ピアノデュオの開催、11月5日、40名ということでございます。③有島記念館の入館者につきましては、3年度と4年度を比較すると今年は行動制限がありませんので、かなり増加している傾向にございます。17ページ、④学習交流センター「あそぶっく」の状況ということで、開館日数、入館者数等記載のとおりとなっております。⑤として、あそぶっくの活動状況につきまして、4月当初からのそれぞれの回数が継続されて記載されております。読書関係の取組み、特に下から二つ目の小学校読み聞かせ活動等で小学生への読み聞かせを進めているというところでございます。18ページのほうをご覧ください。ラジオ体操での活動、あそぶっくまつり、ブックフェスティバル等を開催しております。

(3)として、社会体育・スポーツ活動。北海道日本ハムファイターズ野球教室が、9月10日、9月24日、11月19日、それぞれ開催されて、中学生や少年団等が参加して、参加した多くの子どもたちが喜んでいた状況でございます。②として、アスリート訪問ということで、町のほうでも支援している行事を行っております。中学校を対象に11月18日、ファイターズアカデミーの村田コーチ、浅沼コーチによる講話を中学生が聞いているということでございます。19ページ、③として、休日部活動の地域移行についての検討ということで、9月16日に第1回検討協議会を開催しているところでございます。④として、2030年北海道・札幌オリンピック・パラリンピックの招致に係る活動について、記載のとおりでございます。

以上でございます。

○議長（猪狩一郎君） これで行政報告は終わりました。

この際議事の都合により、午前 11 時 30 分まで休憩いたします。

休憩 午前 11 時 15 分

再開 午前 11 時 28 分

○議長（猪狩一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第 5 委員会報告第 2 号

○議長（猪狩一郎君） 日程第 5、委員会報告第 2 号 所管事務調査の結果報告について議題とします。

委員長より報告を求めます。

産業建設常任委員長、木下裕三君。

○産業建設常任委員長（木下裕三君） それでは、令和 4 年度産業建設常任委員会所管事務調査の結果の報告を申し上げます。

期日は令和 4 年 9 月 27 日から 29 日の 3 日間です。

出席委員は産業建設常任委員全員です。

説明のため出席したものは、中川農政課長ほか記載のとおりです。

調査事項は農林畜産業、農地整備、道路、橋梁、公営住宅、上下水道、商工観光、及び、その他、産業建設常任委員会の所管する事務。

調査結果、農政課関係では、①カラス対応など有害鳥獣対策は成果が出るまで時間がかかる性格であるため、継続した取組みとなるよう配慮されたい。②飼料や資材などが苛烈なまでに高騰しており、農業経営持続のための支援が必要となっている。国や道などの連携した対応に配慮されたい。③森林会社設立にあたり、その内容が広く正しく伝わるように配慮されたい。

続きまして、商工観光課関係、4 点です。①道の駅の改修は計画どおりにより進めるとともに、将来的な展望を持って機能拡張を検討されたい。②宿泊税導入を進めるため、体制を整えて積極的に取り組まれたい。③観光協会事業が継続されるよう、長期的な視点に立った人材の確保・育成を検討されたい。④双子のさくらんぼの木の保全について、対象木が枯れる状況にあるので、事業方針を再考されたい。

続いて都市建設課関係、3 点です。①建築ガイドラインの策定作業を確実に進められたい。②公営住宅脱炭素に向けた長寿命化型複合改善工事の調査業務について、実効性のある事業展開を図られたい。③除雪費の積算は、実態に即した見直しを検討されたい。

最後に上下水道課関係、1 点です。①高額な設備が多いので、耐用年数による一律な更新ではなく、冗長化されているものなどは可能な限り延命使用されたい。

ほか記載のとおりです。

以上で報告を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

- 議長（猪狩一郎君） 産業建設常任委員長の報告が終わりました。  
これよりただいまの産業建設常任委員長報告に対する質疑に入ります。  
質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

お諮りします。ただいまの産業建設常任委員長の報告を受理し、善処を必要とする関係部分については、町長等に対し善処されるよう要望したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、委員会報告第2号 所管事務調査の結果報告についてはこれを受理し、善処を必要とする関係部分については町長等に対し善処されるよう要望することに決しました。

#### ◎日程第6 請願第1号

- 議長（猪狩一郎君） 日程第6、請願第1号 適格請求書等保存方式（「インボイス制度」）導入の見直しを求める意見書採択についての請願書の件を議題とします。

本件に対し、委員長の報告を求めます。

総務常任委員長、篠原正男君。

- 総務常任委員長（篠原正男君） 令和4年9月8日の本会議において、当委員会に付託されました請願第1号 適格請求書等保存方式（「インボイス制度」）導入の見直しを求める意見書採択についての請願書に関して、9月8日、9月27日、10月25日の計3回にわたり総務常任会を開催し、消費税制度の調査を行うとともに慎重審議を重ねましたので、結果を報告します。

インボイス制度は令和元年度に導入された軽減税率制度と合わせて導入されたもので、商工会などの経済団体や各事業所等において、令和5年度からの制度導入に合わせて準備が進められています。零細事業者等への周知や支援不足に関しては否めないものの、税制度の確実な実施、公平性の確保などからも現制度による実施が望ましいと考えられます。

よって、請願第1号 適格請求書等保存方式（「インボイス制度」）導入の見直しを求める意見書採択についての請願書の件は、不採択とすべきものと決しました。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

- 議長（猪狩一郎君） 総務常任委員長の報告が終わりました。  
これより、ただいまの総務常任委員長報告に対する質疑入ります。  
質疑ありませんか。

高木議員。

- 8番（高木直良君） ただいまの報告の中で「令和5年からの制度導入に合わせて準備が進められ

ている。零細事業者等への周知や支援不足は否めないが」と記載されて報告もありました。お尋ねしたいのは、この零細事業者等への周知や支援不足についての現状、特に請願者は町内の事業者の方です。町内における支援周知や支援不足の状況についてどのような議論を総務常任委員会の中でされたかご質問いたします。

○議長（猪狩一郎君） 篠原総務常任委員長。

○総務常任委員長（篠原正男君） お答えをいたします。総務常任委員会におきましてニセコ町の税務課長をお招きし、税制制度に関する学習会等も行いました。その際、総務常任委員会だけではなく、産業建設常任委員会の皆さん方にもご案内し、傍聴として参加をいただいたところであります。その中において、今現在のニセコ町における周知が徹底されているかという議論に関しましては、なかなか徹底されているところまでいかないんじゃないかということも議論として出ておりました。その点につきまして、例えばビュープラザでの出店事業者が、この際取りやめるだとか、また参加しないだとかというお話があることも話題となっております。それらを総合的に勘案して、総務常任委員会といたしましては、まだこの点について支援の余地があるのではないかと判断し、先ほどの報告に至った次第であります。以上です。

○議長（猪狩一郎君） 高木議員。

○8番（高木直良君） 今の経過の説明はわかりました。それで現状の認識として、こういった支援不足についてその後改善されている、あるいは改善されたと認識されているかどうかお尋ねいたします。

○議長（猪狩一郎君） 篠原総務常任委員長。

○総務常任委員長（篠原正男君） 改善の有無に関しましてのお答えですが、現在私の立場でそれを知るすべを持ちませんので、それらについてはお答えを差し控えさせていただきますけれども、ただその取り組みというのは、私は普遍的にやっぱり進めるべきだろうと考えております。つまり、国が行う事業であっても、この後ニセコ町のまちづくりに関して大変大きな影響を及ぼすものであろうと考えますので、その辺は様々な手段を講じて周知徹底を図るですとか、選択するしないにかかわらず、それらの情報をしっかりと手元に届ける、そんな作業はまちづくりの観点から必要になってくるものと考えます。

○議長（猪狩一郎君） ほかに質疑ありませんか。

齊藤議員、委員ですよね。この間の委員会以外のことで質問があるということですか。

○5番（齊藤うめ子君） はい、このインボイスのことについて質疑をさせていただきたいと思っております。

○議長（猪狩一郎君） 常任委員会として決めたこと以外で何か質問があるということですね。

○5番（齊藤うめ子君） はい、委員会が終わってからのことです。

○議長（猪狩一郎君） はい。そうしたら発言を許します。

○5番（齊藤うめ子君） いいですか。私が申し上げたいのは、私としてはこの請願書は提出すべきという意見でしたけれども、総務常任委員会でも多数決の結果、採択されませんでしたけれども。その後、新聞だとかニュースだとか次々ですね、政府も検討し直しているということは出ています。少額

ならインボイスがなくても税額控除を認める時限的な特例措置創設の検討を始めたということが、私の記憶では11月からどんどん出てるように思います、連日。それでインボイスの発行にも事務負担が増えて、そして会計システムを導入入るとか大変な経費もかかるということから、小規模事業者にとっては負担になっているということで、このインボイスが条件などで不要となる特例の創設が決まればということで、政府も検討中なんですね。そういう時に、この町民の請願、やはり声を届けるということは非常に大事ではないかと思ってます。ですから、不採択ということに対しては納得いかないのもう1回検討をすべきものではないかなと思っています。はい。それが私の意見です。

○議長（猪狩一郎君） 篠原総務常任委員長。

○総務常任委員長（篠原正男君） ただいまの質問ですけれども、採択し直すべきということですけども、委員も総務常任委員会の副委員長を務められておられて、3回の審議に全て出席されております。その中でも議論がありましたし、またそれを超えて今回の判断に至るところには、税の公平性というものが随分と議論されているものと私も考えております。その辺を総合的に鑑みて結果に至ったもので、今さら再構築すべき、もしくは再考すべきというところには至らないものと思います。今回の委員会の判断といたしましては、議会委員会条例に基づいて出席した5名のうち4名の委員の賛意を伺い、結果として否決すべきものという結論に至ったものであります。以上です。

○議長（猪狩一郎君） よろしいですか。

これをもって質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本件に対する反対討論の発言を許します。

高木議員。

○8番（高木直良君） 議長にお願いしたいのですが、私の討論の補足的な資料を用意しているので、それを各議員さんに配ることを了解していただけますでしょうか。

○議長（猪狩一郎君） 許可します。

（佐藤書記、資料配布をおこなう）

○8番（高木直良君） では発言させていただきます。適格請求書等保存方式（「インボイス制度」）導入の見直しを求める意見書採択についての請願書を不採択とする総務常任委員会審査報告、ただいまありました報告に対して反対の意見を述べさせていただきます。

総務常任委員会審査報告にあるように、インボイス制度は2019年、令和元年の軽減税率導入に合わせて導入されました。このことは書かれております。ただ、インボイス発行事業者の登録が始まったのは昨年10月からで、約1年前ということになります。最初の請願が届いた6月の時点では、私たち議員の間でもあまりその制度について知られていなかったというのが実情です。

この制度の仕組み、それからこの制度による事業者、とりわけ中小零細の非課税事業者やひとり親方、フリーランス、いろんなジャンルがございます。アニメーションだったり、場合によっては芸術家ですね、そういった仕事、たくさんフリーランスが行っておりますけれども、多くの多職種にわたるフリーランスの人たちへ非常に大きい影響があるということが社会的に伝わっていったのはそう

前じゃないんですね。ここ数か月の間に急速にその影響があるということが広まっていき、その結果、各方面から声が、このまま実施されたのでは私たちは廃業まで考えなければいけないのではないかと、つまり取引相手は特に大手の企業だったりする場合は必ずインボイスの請求書、番号付のものを求められると。そうすると課税業者になって、今まで非課税だったのが課税されるというようなことから、もともと非常に利益の少ない小規模の事業者だったりひとり親方だったり、そういう方はもう死活問題で、この際廃業せざるを得ないのではないかとという状況まで来ております。これは当事者たちだけが感じているのではなくて、例えば税理士会の有志の方、税理士会の中の半数ぐらいの方が中止を求める会に参加しているようではありますけれども、その方たちはこの制度によって新しく起業しようとする人たちの足を引っ張ることになるのではないかっていうようなこと、あるいは事務上の様々な複雑さ、新しいソフトを入れ込まなくちゃいけないなどの新たな経費も生じるということから、反対する税理士の方たちが集団で結構いらっしゃるという状況です。

これはニセコ町も関係ありますけれども、全国にシルバー人材センターはほぼこの町村にもあると思います。ニセコの場合は高齢者事業団という名称を使っておりますけれども、このシルバー人材センターの仕組みについて改めて確認したわけですが、人材センターの運営組織が課税事業者になっています。ところが一人一人の会員の方たちは、これはやはりフリーランスって言ったらかわいいですけれども、個々人が請負者ということで契約を結ぶと。ですから、そこには税の発生がありうるわけです。ただ、今までの制度は、配分金という形で渡されている報酬については全額控除対象になっているという状況ですので、例えば売上げが年間1億円程度の場合でも、事業者が納める消費税は15万円程度で収まっておりました。しかし、このインボイス制度導入によって10%課税ということになると、事業者は自分で負担するか、あるいはそれぞれの会員の方たちにそれを求めるかということになってしまうんです。しかし実際は、この全国協会があるんですけども、そこでも議論がされていて、到底個々の会員に負担を求めるわけにいかない、何とかこのインボイス制度がスタートしてもこの対象から外せないかと、そういう運動をしようという機関紙の呼びかけ、今お手元に配った資料はある地方のシルバー人材センターの機関誌です。そこにも書かれているとおり、これがまず周知されてないということと、それによる事業者としての新たな負担について憂慮している、そういう機関誌の一部であります。さらにこういった声が全国から湧き起こっておりますので、先ほど斉藤さんの発言にもございましたけれども、自民党、政府与党の税制の審議の過程におきまして、このインボイス特例を検討、これは大きな見出しになっています。

その下に書いてあるのはNHKニュースから拾っておりますけれども、よくよく読んでみると11月30日の段階では、正式に小規模事業者に対する配慮、軽減する内容だったり、あるいは1億円以下の場合で仕入れ額が1万円未満、これは恐らくアニメーターとか技術家とか写真家とかいろいろな方たち、仕入れ額が1万円未満ならばインボイス制度を不要とする措置を6年間、経過的な措置ではあると思いますけれども、そういった形で配慮せざるを得ない制度であるということが、与党の間でも出てきているという状況であります。

その意味で、私はニセコの事業者の方が請願を出したと。これは地方議会として議員として、地元の方たちの声を政府に対して届ける、それが全国で起きております。各地方議会からもかなりの意見

が上がっております。そういったことも含めて、政府与党も地元に戻ればそういう声を直接聞いてい  
ると思うんですね、たくさん。ですからこういった特例だとか軽減だとかっていうことを、与党も考  
えざるを得ない。ですから、私は率直にこの請願が出た以上、採択して意見書として政府に対して、  
大臣、あるいは議長に対して出すということが相当だと思いますので、ただいまあった常任委員会の  
報告に対しては反対であるということを表示したいと思います。以上です。

○議長（猪狩一郎君） 次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

木下議員。

○2番（木下裕三君） 本件陳情を不採択とする総務常任委員会の報告に対して、賛成討論をいたし  
ます。消費税は日本における社会保障の財源として必要なもので、特定の世代に負担が集中するの  
ではなく、全世代で担っていかなければなりません。現在の税率は10%ですが、生活必需品は8%とす  
る軽減税率が導入されており、所得が低い人ほど税負担が重くなる消費税の逆進性を緩和していま  
す。この二つの税率を混乱なく使い分けるためにはインボイス制度が必要であり、国は令和元年の改  
正から導入の準備期間を設けて対応してきたところです。委員長報告にあったとおり零細事業者等  
への周知や支援不足は否めませんが、社会保障費の財源を確保するため本制度は必要なものと理解  
します。これらのことから、本件陳情は委員会報告のとおり不採択すべきものと考えます。以上です。

○議長（猪狩一郎君） 次に、本件に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

反対討論なしと認めます。

次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより請願第1号 適格請求書等保存方式（「インボイス制度」）導入の見直しを求める意見書採  
択についての請願書の件を採決します。

本件に対する委員長の報告は、不採択とすべきものであります。本件は委員長の報告のとおり決す  
ることに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数です。

よって、請願第1号 適格請求書等保存方式（「インボイス制度」）導入の見直しを求める意見書採  
択についての請願書適格請求書については、不採択とすることに決しました。

#### ◎日程第7 発議第5号

○議長（猪狩一郎君） 日程第7、発議第5号 加齢性難聴者の補聴器購入への公的支援を求める意  
見書案の件を議題とします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

総務常任委員長、篠原正男君。

○総務常任委員長（篠原正男君） 令和4年9月8日の本会議において、当委員会に付託されました発議第5号 加齢性難聴者の補聴器購入への公的支援を求める意見書案に関して、9月8日、10月25日の2回にわたり総務常任会を開催し、慎重審議を重ねましたので、結果を報告します。発議第5号 加齢性難聴者の補聴器購入への公的支援を求める意見書案の件は、身体障害者認定を受けられない中度や軽度の難聴者がおり、健康や生活に支障を来している事例があり、高額な補聴器を購入するための支援等の必要性については理解するところですが、提出案では実情の把握や内容の整理が不十分であり、公的な支援を求めるにはさらなる整理が必要であると考えことから、本件は否決すべきものと決しました。

ご審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（猪狩一郎君） これより、ただいまの総務常任委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

高木議員。

○8番（高木直良君） ただいまの報告に対して質問をさせていただきます。支援等の必要性については理解するという状況が報告されました。合わせて、提出案では実情の把握や内容の整理が不十分、そしてさらなる整理が必要であるというふうに述べておりますけれども、これは具体的にはどのようなことを指して、このような表現になって出されているのかご質問いたします。

○議長（猪狩一郎君） 篠原総務常任委員長。

○総務常任委員長（篠原正男君） それではお答えをいたします。先ほど来、総務常任委員会での結論に至る過程の内容についてお話をいたしました。特に加齢性難聴者の補聴器の購入に関わっては、その障害度合いがどの程度であるのか、もしくはお困り具合がどの程度あるかによって、それぞれ補聴器の器具も種類も違って来る、またその補助の対象の内容も恐らく変わってくるんだろうと考えるのですが、ただ今回のように一律に加齢性難聴者への補聴器具の購入ということについては、さらなる整理が必要であろうということでもあります。以上です。

○議長（猪狩一郎君） 斉藤議員、総務常任委員会で話されたんですね。

○5番（斉藤うめ子君） 確かに私は総務常任委員会に所属してはいますが、ここ今新たに審議するところですから、意見は言わせていただきます。これは私が発議した意見ですけれども、この文章の中に理解していない、間違っていることが・・・

#### ◎動議の提出

（「動議を提出します」との声あり）

○議長（猪狩一郎君） 発言を中止してください。

篠原総務常任委員長。

○総務常任委員長（篠原正男君） 今、斉藤議員から質問の内容に関わっての発言がありました。その中に総務常任委員会のことに触れての質問の内容も含まれていると私は考えましたので、それはこの本会議の場での質問にはなじまないと考えますので、動議を提出します。

○議長（猪狩一郎君） ただいま委員長から動議の提出がありました。

この件に関して賛成者はありますか。

(「賛成」の声あり)

賛成者 1 名ありますので、この動議は成立いたします。

ただいま委員長から説明ありましたように、委員会で話をした内容が含まれているとのことで、斉藤議員の質問はこの場にはなじまないということについての・・・

(「説明にはなっていない、これは動議を出すべきじゃない」との声あり)

ちょっと待ってください。動議についての議事をしたいと思います。

斉藤議員。

○5 番 (斉藤うめ子君) 改めてこの否決すべきものという理由の中でですね、私いろんな資料をたくさん配りましたけれども、委員の方々が理解してない、読んでない。ですから、わからない、整理できないのは当然だと思いますし、この資料というのは厚生労働省が国民の声をできるだけ大きく集めたいということで、意見書のひな形までいろいろ準備して、きちっとたくさん資料があります。この理由がですね、これは総務常任委員会がこういうつくったと思うんですけども、これはもうかなり間違ってるというか、認められない内容のものです。これ先ほど篠原委員長が説明しましたがね、それぞれ一律に加齢性云々と言うんですけども、全国で今こういう意見書はどんどん上がってきてます。そしてもう既に自治体で補助金を出してるところあるんですけども、それがあまりにもばらばらなので、公的な支援として一律にちゃんと決めましょうという意見書なんです。ですから、この日本の場合は、例えば目ですね、目に対しては安くても眼鏡を買うことができる。ところが耳に関しては特別遅れているというか、そういうことに対してあまり関心を持たない。だから、それがどういう社会的なことに影響してくるか、特に高齢者ですね、高齢者の生活のフォーティブライフに影響しているかということをもっと認識すべきなんです。それで、私はほとんど資料は厚生労働省から提出されたものを出しましたけれども、たくさんありますけれどもね。それで税金の使い方、委員の中には税金の使い方をなんとかかんとかっていうことをおっしゃった方もいますけれども、これは意見としてですね・・・

○議長 (猪狩一郎君) ちょっと待ってください。

○5 番 (斉藤うめ子君) ですから、これを否決すべきものとしたことに対して、意見を言わせてもらってます。きちっとした審議をされてると思いません。まず資料も読まない、理解もしてない・・・

(何事か声あり)

○議長 (猪狩一郎君) 発言を中止してください。

この際、議事の都合により午後 1 時まで休憩します。

休憩 午後 12 時 02 分

再開 午後 12 時 54 分

○議長 (猪狩一郎君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど篠原委員長から、斉藤議員の発言は質疑の範囲から超えているため、質疑を打ち切るよう動

議が提出されました。この動議のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

起立多数です。

よって、これをもって斉藤議員の質疑を打ち切ります。

◎日程第7 発議第5号 (再開)

○議長(猪狩一郎君) それでは、発議第5号について再開いたします。

これより討論に入ります。

まず、本件に対する反対討論の発言をします。

高木議員。

○8番(高木直良君) 先ほども質問したんですけれども、報告の中ではさらなる整理が必要であるということなんですが、私自身この発議に関していろいろ思うところがあります。それは、私の身近なところでも、やはり高齢によって結構聞きづらくなって、自分でかなり高額の補聴器を買っている方が身請けられます。その意味で、改めてこの加齢に伴う難聴の状況っていうのはどんなものかという医師のブログなんかを見たんですけれども、やはりそこに書いてあるのは加齢とともに誰でも起こる可能性がある加齢性難聴者、この可能性は誰にでもあるんだということが、医師の立場からも言われております。程度の差こそあれ、70代になれば約半数の人に難聴があらわれてくる。これを聞かないまま放置しておく、周囲とのいろんなコミュニケーション等で家族の中でもトラブルなどが発生するというような事例も含めて、この問題について取上げております。

それでいろいろ自治体の状況を見ますと、北海道の中でも15の自治体が独自に、いろいろな差、内容的には金額の差や条件の差がありますけれども、補助をするという制度をもう導入しております。全国的に見れば100か所以上になると思うんですけれども、そのような動きがあつて、さきほど斉藤議員の発言にもありましたけれども、額だとか条件が皆ばらばらなんですね。それで、これを推進している医師の団体がありまして、そこで提起しているのは認められた専門医っていいですか、耳鼻咽喉科の医院、この地域にはこれこれの医院があつて、そこで診察を受けた結果、補聴器が必要だということが認められれば、それを条件に補助をするっていう自治体もあります。ですから私は、全国的にばらばらではなくて、制度を設けるのであれば全国一律で差が出ないようにすることを求める発議ですので、いろいろ報告にありましたように、現状、あるいは制度の問題についてもう少し整理をした上でということでありまして、まずは声を上げていくということが大事ではないかなと考えております。

北海道で専門団体、医師の団体でも、この地域でいきますと倶知安厚生病院の早川博樹という医師は、この補聴器に関する相談員として名簿に登載されているんです。ですから、その意味ではこの地域でも検討できますし、さらに制度化することは可能性としては誰でも高齢、加齢によって起こりうることにに対する対策ということで、必要性を感じております。例えばよく出てくるのは、白内障で眼内レンズを入れる手術があります。この補助も最初はいくつかの自治体から始まっているんです。しかし、これも現在は当たり前のように、白内障については保険で眼内レンズの手術ができるという

ころまで来ております。

そのように、この補聴器の問題についても、地域から声が上がって、それが政府の正式な制度になっていくという経過をたどるのではないかと考え、私はこの報告に対しては反対し、発議を採択すべきだという考えのもとに、発言をいたします。以上です。

○議長（猪狩一郎君） 次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

高瀬議員。

○3番（高瀬浩樹君） 本案を否決すべきものとする総務常任委員会の報告に対して、賛成討論をします。身体障害者認定を受けられない中度や軽度の難聴者がおり、高額な補聴器等を購入する際に補助金等の支援が不足していることを知りました。生活に困難を抱える人を支援することは重要なことと理解しています。しかしながら、我々は様々な困難がこの世界にあることを認識しております。全てのことに対処できる財源も資源も不足しております。その中で、議会は優先順位をつけて皆意見していくわけですから、その責任は重いものがあります。本案は議会として責任を持って意見するには、考察や準備が不十分と感じています。

このことから、本案は委員会報告のとおり否決すべきものと考えます。

○議長（猪狩一郎君） 次に、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより発議第5号 加齢性難聴者の補聴器購入への公的支援を求める意見書案の件を採決します。

本案に対する委員長の報告は、否決すべきものであります。

本案は、委員長の報告とおりに決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数です。

よって、発議第5号 加齢性難聴者の補聴器購入への公的支援を求める意見書案については、委員長の報告のとおり否決されました。

#### ◎日程第8 認定第1号

○議長（猪狩一郎君） 日程第8、認定第1号 令和3年度ニセコ町各会計歳入歳出決算認定についての件を議題とします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

決算特別委員長、榊原龍弥君。

○決算特別委員会委員長（榊原龍弥君） それでは報告します。本年9月8日の第7回ニセコ町議会

定例会において、本特別委員会に付託されました令和 3 年度ニセコ町各会計歳入歳出決算認定についての件は、去る 9 月 8 日、8 名の委員出席のもとに本特別委員会を開催し、まず正副委員長の互選を行い、委員長に私榊原を、副委員長に篠原正男さんを互選しました。次に、10 月 25 日及び 11 月 2 日の両日、決算特別委員会を開催し、全委員による一般会計及び 5 特別会計全般にわたる審査を実施しました。審査内容は決算書及び法令に基づき提出されました各関係書類により、あるいは説明員による説明を求めるなど、慎重に審査いたしました。結果、各会計ともおおむね良好に執行されているものと認め、別紙審査報告書のとおり認定すべきものと決しましたのでご報告いたします。

なお、審査の中で次のような指摘があったので述べたいと思います。

- 1、GIS（地理情報システム）に登録する情報のさらなる集積に努め、引き続き積極的な利活用を進められたい。
- 2、地下水保全条例の運用見直しは喫緊の課題となっています。条例改正のスケジュールを定めて事務を進めていただきたい。
- 3、2030 年に予定されている国民健康保険の統合に際し、早期から町民負担が適切なものとなるよう取り組むとともに、制度等の情報共有に配慮されたい。
- 4、多面的機能支払交付金事業では、事務の過重が見られる。引き続き事務局の負担軽減に配慮されたい。
- 5、観光地域づくりマネージャー（観光圏事業）の育成について、継続した確実な取組みに配慮されたい。
- 6、宿泊税は必要な財源であることから、早急な導入を図られたい。
- 7、施策の推進にあたり、適正な組織体制の確保が必要と考える。組織全体で最適化が図られるよう検討されたい。
- 8、コロナ禍により、これまで実施してきた事業のあり方や課題点などが明らかになったものもある。コロナ後、これらを単に元へ戻すのではなく、この苦境で培った知見を後年の事業検討時に役立てられたい。

詳細は後ほどお手元の決算特別委員会報告書をお読みください。

以上、令和 3 年度ニセコ町各会計歳入歳出決算認定についての報告を終わります。

よろしくご審議をお願いします。

○議長（猪狩一郎君） 委員長の報告が終わりました。

これよりただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

本件については討論を省略します。

これより認定第 1 号 令和 3 年度ニセコ町各会計歳入歳出決算認定についての件を採決します。

この決算に対する委員長報告は、認定するというものであります。本件は、委員長報告のとおり認

定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。

よって、令和3年度ニセコ町各会計歳入歳出決算は認定することに決しました。

◎日程第9 議案第1号から日程第18 議案第10号

○議長（猪狩一郎君） これより日程第9、議案第1号 ニセコ町議会議員及びニセコ町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例についての件から、日程第18、議案第10号 令和4年度ニセコ町公共下水道事業特別会計補正予算の件までの10件を一括議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

副町長、山本契太君。

○副町長（山本契太君） それでは、本日からよろしくお願いたします。

私のほうから、議案第1号から第10号まで一括説明をさせていただきたいと存じます。

まず日程第9、議案第1号 ニセコ町議会議員及びニセコ町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例についてご説明をいたします。議案の2ページをご覧くださいと存じます。

議案第1号 ニセコ町議会議員及びニセコ町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例。

ニセコ町議会議員及びニセコ町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和4年12月8日提出、ニセコ町長 片山健也。

まず3ページをご覧くださいと存じます。提案理由でございます。

公職選挙法施行令の一部を改正する政令により、最近の物価の変動に鑑み、選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用通常葉書等の作成の公営に要する経費に係る限度額が引上げられ、市町村の選挙公営は国の選挙公営に準じて行うこととされていることから、本条例を提出するとしております。

この条例は、選挙費用の軽減や選挙運動の機会均等を図る目的で、令和2年12月議会で可決をいただいた条例でございます。3ページ上の本文をご覧くださいたく存じます。今回の改正は公職選挙法施行令の改正に伴うもので、第4条第2号アで、選挙運動用自動車の借上げの限度額を1万5,800円から1万6,100円に改正、合わせて自動車の日額燃料単価を7,560円から7,700円に改めます。第8条で、選挙運動用ビラの費用単価を7円51銭から7円73銭に改めます。また第11条で、ポスター作成に係る公費負担の改正でポスター作成1枚あたりの単価525円6銭から541円31銭にいたします。企画費の限度額は31万500円から31万6,250円に上げます。

なお、この条例は公布の日から施行するということとなります。

最後に3ページの1番下ですが、ニセコ町まちづくり基本条例第54条による住民参加等については、同条第54条第1項第1号に該当し、住民参加の手続きを要しないとしているところでござい

す。

議案第 1 号に関する説明は以上でございます。

続きまして日程第 10、議案第 2 号 地方公務員法等の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例をご説明いたします。議案の 4 ページになります。

議案第 2 号 地方公務員法等の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例。

地方公務員法等の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和 4 年 12 月 8 日提出、ニセコ町長 片山健也。

議案の 20 ページ下をご覧くださいと思います。提案理由でございます。

地方公務員法の一部改正に伴い、本町職員の定年等に関する関係条例を整備する必要があること、令和 5 年度から交流人事を実施するにあたり、職員の給与に関する条例において地域手当の新設を行う必要があること、また一部文言の整理を行う必要があること等から、本条例を提出するとしております。

当該条例につきましては、職員の定年を 60 歳から 65 歳へ段階的に引き上げる改正と、関連する条例の改正などを一つにした整備条例でございます。全 10 条から成る条例でございます。条例の構成は、まず 5 ページ上、第 1 条のニセコ町職員の定年等に関する条例の一部改正から、13 ページ下に進んでいただきまして第 10 条のニセコ町職員の再任用に関する条例の廃止まで、職員の定年延長に関連する 10 本の既存条例について、今回この一つの条例で一括改正または廃止するという内容でございます。改正内容は職員の定年を段階的に引き上げる規定、また 60 歳に達した管理監督職が被管理監督職に降任する規定、あるいは退職した職員を短時間の職として再任用できる規定、60 歳以後の勤務の意思を確認する規定、60 歳以後の給与月額を 7 割水準とする規定、退職金が定年引上げ前に定年退職する場合と比べて下がらないようにする規定、60 歳以後の給与を 7 割に抑える制度などを盛り込んで改正をしておるというところでございます。これらは提案理由でもご説明をいたしましたが、地方公務員法の改正による定年延長に関するもの以外に、10 ページの中ほどをご覧くださいと思いますが、第 8 条の 5 に新たに地域手当の導入を行います。これは来年度、地方自治法に基づき行う北海道後期高齢者広域連合などへの派遣職員の派遣や、国などとの交流人事に伴う派遣や受入れにつき、地域手当を支給できる規定を設け、派遣される職員の負担を軽減する目的で整備をいたします。ちなみに、地域手当の月額は給料及び扶養手当の月額合計に 100 分の 20 を超えない範囲内で支給することとしておりますが、この割合は国の基準を参考に規定するもので、例えば東京への派遣は 100 分の 20、札幌で 100 分の 3、倶知安で 100 分の 2 を想定しておりまして、条例改正後規則で整備をする予定でございます。

13 ページの下段からは附則でございますが、今回の改正に伴う条例の廃止日、それから条例の公布日や経過措置等を、20 ページ上段まで規定をしております。

最後に 20 ページ下になります。ニセコ町まちづくり基本条例第 54 条による住民参加等については、同条第 54 条第 1 項第 3 号に該当し、住民参加の手続きを要しないとしているところでございます。

間違いの訂正をいたします。20 ページ下の提案理由のところ 3 行目に「調整手当」と書いてご

ございますが、これは「地域手当」の誤りでございます。訂正をいたします。失礼いたしました。

議案第 2 号に関する説明は以上でございます。

引き続き日程第 11、議案第 3 号 ニセコ駅前温泉「綺羅乃湯」設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例のご説明をいたします。議案の 22 ページでございます。

議案第 3 号 ニセコ駅前温泉「綺羅乃湯」設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例。  
ニセコ駅前温泉「綺羅乃湯」設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和 4 年 12 月 8 日提出、ニセコ町長 片山健也。

続きまして 24 ページをご覧くださいと存じます。提案理由でございます。

昨今の物価上昇による資材高騰などの影響や、これまでの消費税率改定時における使用料据置の経過を踏まえ、施設の安定的・継続的な経営に向けて使用料を見直すため、この条例を提出するところでございます。綺羅乃湯において健全経営を持続させるため、入館料等を改正するという内容でございます。別にお配りをしております新旧対照表の 32 ページをご覧くださいと存じます。現行の大人 1 回 500 円を改正後右側の 600 円に、100 円の値上げなど表にお示した内容で料金改定をいたします。小人につきましては料金据置きで、かつこれまで 3 歳以上からとなっていた料金を小学生未満は無料とし、これまで大人料金をいただいていた中学生についても小人料金へ値下げするなど、子どももより利用しやすいよう改定をしているところでございます。また、指定管理者におきましてはこの表の範囲内で利用料金を定めるとされており、この表では表記しておりませんが、高齢者の負担増を避けるため 1 回 100 円で 80 回まで入館できる割引制度は継続いたします。

23 ページにお戻りいただきまして下段でございますが、附則でございます。この条例は令和 5 年 4 月 1 日か施行するというところでございます。

最後に 24 ページのニセコ町まちづくり基本条例第 54 条による住民参加等についてですが、同条の内容を町掲示板と役場商工観光課ホームページで公開し、特に意見はございませんでした。

議案第 3 号に関する説明は以上でございます。

続きまして、日程第 12、議案第 4 号 ニセコ町所中小企業等振興条例。こちらをご説明いたします。議案の 26 ページをお開きください。

議案第 4 号、ニセコ町中小企業等振興条例。

ニセコ町中小企業等振興条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和 4 年 12 月 8 日提出、ニセコ町長 片山健也。

続いて 30 ページ下、提案理由でございます。

中小企業等が本町経済の活性化、地域内循環及び雇用確保の担い手として地域に果たす役割の重要性に鑑み、中小企業等の振興の基本となる事項を定め、中小企業等の健全で持続的な発展及び町民生活の向上に寄与することを目的として、この条例を提出するものとしております。本町においては、全国町村の新規法人増加数ランキングにおいて全国 6 位となったことが、昨年 11 月に日本経済新聞で報道されておりました。今回の条例制定は、小規模自治体にあつて経済の内部循環が盛んになり始めている現状において、特に小規模事業者の持続的な発展を関係者が一丸となって進めていくため

の条例ということで制定をいたします。

27 ページの本文をご覧いただきたいと存じます。第 1 条では提案理由でご説明した条例の目的、それから第 3 条の基本理念では、中小企業等の持続的発展を総合的に推進することを関係機関の相互扶助のもと、環境の変化に的確に対応することなどを規定しているものでございます。28 ページ、第 4 条では政策の基本方針といたしまして、人材育成、創業の促進、脱炭素などの新たな事業活動の促進、地場産品の振興、地元企業の受注機会の増大などを規定しているところでございます。それから、第 5 条以下 30 ページまでは、主に中小企業等の振興のため、町を初めとし商工会、経済団体、金融機関、大学等の協力体制を規定し、本町一丸となった取組みを促す規定としているところでございます。

30 ページ、中段の附則でございますが、この条例は公布の日から施行するというところとしてございます。

最後に 30 ページ下段のニセコ町まちづくり基本条例第 54 条による町民参加等につきましては、この条例案をニセコ町掲示板、それからニセコ町役場商工観光課及びニセコ町ホームページにて公開し、特に意見はございませんでした。

議案第 4 号の説明は以上でございます。

続きまして、日程第 13、議案第 5 号 ニセコ町水道事業条例の一部を改正する条例をご説明をいたします。

議案第 5 号 ニセコ町水道事業条例の一部を改正する条例。

ニセコ町水道事業条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和 4 年 12 月 8 日提出、ニセコ町長 片山健也。

33 ページ、提案理由でございます。

近年市街地区における給水量が計画量に迫っており、また市街地区において新たな宅地開発事業が進められていることから、給水量がさらに増加することが見込まれるため現状の認可計画を変更し、このたび認可申請が許可されたため、この条例を提出するとしているところでございます。改正条例の本文をご覧いただきたいと思っております。認可計画の変更により本町の簡易水道事業については、その給水人口を「4,650 人」から「4,800 人」に、1 日最大給水量を「2,710 立方メートル」から「3,240 立方メートル」に拡大し、今後の人口増に対応いたします。

別冊新旧対照表は後ほどご覧いただきたいと存じます。

次に附則でございますが、この条例は公布の日から施行するというところとしております。

まちづくり基本条例第 54 条による町民参加等についてでございますが、第 54 条第 1 項第 3 号に該当し、住民参加等の手続を要しないとしているところでございます。

議案第 5 号に関する説明は以上でございます。

続きまして日程第 14、議案第 6 号 ニセコ町公共下水道事業特別会計条例の一部を改正する条例の説明をいたします。

議案第 6 号 ニセコ町公共下水道事業特別会計条例の一部を改正する条例。

ニセコ町公共下水道事業特別会計条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和4年12月8日提出、ニセコ町長 片山健也。

35 ページの下でございます。提案理由でございます。

地方公営企業の法適用化に備え、事務効率化を図る観点から、農業集落排水事業特別会計を廃止し、公共下水道事業特別会計に統合するため、この条例を制定するとしているものでございます。

別添の新旧対照表の33 ページをご覧いただきたいと存じます。こちらで所要の改正を行い、第1条においてニセコ町公共下水道事業にニセコ町農業集落排水事業を加え、これら2つの事業をニセコ町公共下水道事業特別会計に一本化する改正といたしまして、令和6年度からの地方公営企業の法適用化に備えるというものでございます。

議案の35 ページにお戻りいただき附則でございますが、この条例は令和5年4月1日から施行するとしております。

まちづくり基本条例による町民参加の状況でございますが、第54条第1項第3号に該当し、住民参加等の手続きを要しないとしているところでございます。

議案第6号に関する説明は以上でございます。

続きまして、日程第15、議案第7号 ニセコ町農業集落排水事業特別会計条例を廃止する条例を説明をいたします。36 ページでございます。

議案第7号 ニセコ町の農業集落排水事業特別会計条例を廃止する条例。

ニセコ町農業集落排水事業特別会計条例を廃止する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和4年12月8日提出、ニセコ町長 片山健也。

37 ページでございます。地方公営企業の法適用化に備え、事務効率化を図る観点から農業集落排水事業特別会計を廃止し、公共下水道事業特別会計に統合するため、この条例を制定するとしております。

条例の本文でございますが、ニセコ町農業集落排水事業特別会計条例は廃止するといたしまして、附則でございますけれども、この条例は令和5年4月1日から施行し、第2項において令和4年度、今年度の農業集落排水事業特別会計はこれまでどおりの決算とし、第3項において、その余剰金、その他財産は令和5年度以後のニセコ町公共下水道事業特別会計が引き継ぐこととしております。

37 ページ下のまちづくり基本条例の町民参加でございますが、54条第1項第3号に該当し、手続きを要しないものとしているところでございます。

議案第7号に関する説明は以上でございます。

続きまして、日程第16、議案第8号 令和4年度ニセコ町一般会計補正予算についてということで、資料をご用意いただきたいと存じます。

議案第8号 令和4年度ニセコ町一般会計補正予算。

令和4年度ニセコ町の一般会計補正予算は次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ8,727万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ55億7,406万9,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の

金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為の補正)

第3条 債務負担行為の追加は、「第3表 債務負担行為補正」による。

令和4年12月8日提出、ニセコ町長 片山健也。

次のページをお開きください。「第1表 歳入歳出予算補正」の歳入が2ページ、歳出を3ページから4ページに載せてございます。

5ページが歳入歳出補正予算の事項別明細書の総括の歳入、6ページが歳出でございます。この歳出の一番下の欄でございますが、今回の補正額8,727万7,000円増額の財源につきましては、国道支出金で110万7,000円増額、その他財源で1,272万5,000円の増額、一般財源では7,344万5,000円の増額ということでございます。

7ページについては後ほどご説明をいたします。

説明の都合上、13ページからということでもよろしくお願いをいたします。

まず歳出でございます。2款総務費1項1目3節の時間外勤務手当16万1,000円。当初予定していなかった休日実施の職員採用試験が3回となり、時間外勤務手当の不足が生じたための補正でございます。その下、コンピューターソフト使用料39万6,000円は、住民票の写し及び印鑑登録証明書を令和5年3月からコンビニでも交付できるようにするための補正で、証明書データの転送ソフトにライセンス分の費用でございます。その下、北海道自治体情報システム協議会負担金623万円。こちらは本町も構成員である北海道自治体情報システム協議会を通じ、次の4つの業務を共同で実施するための負担金でございます。負担金内訳の1つ目でございますが、ただいまご説明した証明書等をコンビニ交付するため、システムの開発導入費、それから、3か月分のデータセンター使用料、合わせて451万9,000円でございます。証明書等のコンビニ交付は地方公共団体情報システム機構、通称J-LISが主体となり、全国規模でコンビニとの契約システム開発を進めるものでございます。本町ほか各自治体はこのJ-LISの事業に参加し、当該事業を実施するというものでございます。本町は年度内に取組みをスタートするというので、令和4年度から3年間に要する各種の費用の2分の1は交付税で措置されるということでございます。負担金623万円に対する内訳の2つ目でございますが、職員等が使用するパソコンのオフィスソフトのサポートが来年4月に終了し、新たなオフィスソフトに切り替えるため、そのインストールやセキュリティアップデート環境などを整える費用が74万円となります。なお、オフィスソフト本体の導入については507万1,000円かかりますが、これは備荒資金を活用して導入することから、このページには記載されません。一度7ページにお戻りいただきたいと存じます。第2表の債務負担行為補正を新たに追加するということとなります。まず北海道市町村備荒資金組合が本町にかわり今回のソフト507万1,000円を購入し、これを本町に譲渡します。本町はこれを令和5年度から令和8年度まで表記の限度額をもとに備荒資金組合に償還するという方法で購入をいたします。第2表はそのための補正ということになります。13ページにお戻りいただきたいと存じます。負担金623万円の内訳の3つ目でございますが、住民の皆さんがマイナンバーカードで登録した公金受取口座の情報を、町の総合行政システムに取り込めるように改修する費用といたしまして81万円が含まれてございます。内訳の4つ目、人事給与管理シス

テムについて共済適用拡大と共済組合資格取得喪失データ出入力対応のため、システム改修負担金として16万2,000円を含んでございます。これら4つの負担金合計が623万円となります。

次に3目交通安全費、10節光熱水費82万4,000円は、町内に設置している交通安全灯405基の電気料について燃料調整費が昨年より非常に高くなったことから、今後の支出不足見込額を補正するというものでございます。

4目24節の社会福祉事業基金積立金27万円は、社会福祉の寄附を4件お受けしたことから、同額を社会福祉事業基金に積み立てるというものでございます。

5目10節光熱水費25万1,000円。11月から3月の5か月分のコミュニティFM送信場電気料、局舎電気料の値上がりということで補正するものでございます。

11目10節光熱水費218万円、これにつきましては役場庁舎について、同じく燃料調整費等の高騰により補正するというものでございます。その下、17節の事務用備品28万3,000円は、職員増などに対応する、職員用袖机及びキャスターワゴンについて購入する費用ということです。

その下12目財産管理費、14ページの上、18節町有建物高断熱対策改修工事負担金176万円。こちらについては北海道インターナショナルスクールに貸出している旧教員住宅、富士見1、2号棟について、改修費用は先方が負担いたしますが、高断熱対策改修工事部分について本町所有施設として本町が負担する費用ということでございます。

15目10節の光熱水費382万6,000円は、町民センターの同じく電気料の値上げによる補正でございます。

23目新型コロナウイルス特別対策費、3つ合わせまして138万4,000円。こちらは会議で活用するペーパーレス会議システム導入手数料、模擬会議開催支援それから初期設定、年間使用ライセンス料、タブレット運用サポートなどで109万5,000円。その下コンピューターソフト使用料14万3,000円及びその下コンピューター機器備品14万6,000円は、会議に使用するタブレットを一元管理するソフトのライセンス料と管理用パソコン1台の購入費用でございます。

3項1目の証明書等コンビニ交付事務手数料3,000円及び証明書等コンビニ交付証明発行機使用料4,000円。こちらは令和5年3月運用開始予定のコンビニ交付に係るコンビニ事業者への委託手数料と証明発行機利用料ということでございます。

それから、4項3目10節の食糧費9万6,000円。令和5年4月執行の北海道知事選挙の期日前投票の実施にあたり、投票管理者、立会人、選挙事務を行う職員は、基本的に11時間30分の間期日前投票場から出ることができないため、昼食及び夕食の弁当を支給するという補正でございます。

15ページでございます。3款1項1目22節の補助金等返還金88万6,000円。令和3年度障害者自立支援給付費国庫負担金、国費でございますが、こちらの精算に係る返還金です。福祉事業における国費精算は、事業実施年度明けの4月に実績を提出、それから国において精査の後、今時期に額が確定し、翌年3月頃、今回で言えば来年の3月でございますが、こちらに実際にお金を還付するというスケジュールになってございますので、このような補正が必要ということでございます。

その下、2目18節ニセコハイツ・デイサービスセンター設備更新等事業補助204万6,000円。購入から12年が経過し、通話が途切れるなどの状況が続くニセコハイツ等の電話機16台及び統括本

器更新。部品がなく修繕が不可能ということですので、更新ということでの支援をいたします。その下、19 節老人施設措置費 9 万 7,000 円は、町外の老人福祉施設にニセコ町から 1 名が入所し、当該施設の事務費、支弁基準額の単価増に伴い、ニセコ町から支払う措置費を増額更正するというものです。

その下、2 項 1 目 1 節の会計年度任用職員報酬 4 万 4,000 円は、給与法改定による会計年度任用職員報酬で、こども館派遣の集落支援員の差額分補正ということですので。その下、22 節補助金等返還金 497 万 2,000 円。このうち、令和 3 年度低所得の子育て世帯生活支援特別給付金、1 人親世帯以外の低所得の子育て世帯でございますが、こちらが 207 万 6,000 円。同じく令和 3 年度児童手当交付金分の 289 万 6,000 円、それぞれ国費精算に係る返還となります。

2 目 1 節会計年度任用職員報酬 5 万 7,000 円は、給与法改定による会計年度任用職員報酬、こども館職員の差額分補正です。その下、光熱水費 5 万 5,000 円はこども館の電気料値上げに伴う補正でございます。

16 ページでございます。4 款 1 項 1 目 27 節の簡易水道事業特別会計繰出金 303 万 5,000 円。こちららは水道事業簡易水道事業特別会計繰入金を増額に伴う補正でございます。

2 項 2 目 10 節の光熱水費 225 万 9,000 円は、廃棄物最終処分場の電気料値上げに伴う補正でございます。その下、12 節の一般廃棄物不燃・粗大ごみ処理業務委託料 123 万 5,000 円でございますが、不燃ごみ及び粗大ごみはその年に排出される量に相当の差があり、今年は引越・解体などに伴う一般廃棄物が多く出され、町外の処理事業者に持ち込む量が増えたことから、増額補正するというものでございます。その下、最終処分場埋立棟内廃棄物不陸整正業務委託料 166 万 1,000 円。字豊里の最終処分場を閉鎖する手続きとして、既存のごみの上にまず覆土をいたしますが、その前にごみの表面を平らにならす作業が必要でございます。これを不陸整正と申しますが、これに対する費用でございます。

それから 17 ページ、6 款 1 項 2 目 1 節の会計年度任用職員人件費 2 万 9,000 円は、農政課の会計年度任用職員について、人事院勧告に伴う報酬の増ということでございます。

6 目 18 節の多面的機能支払交付金 20 万 2,000 円は、農地の多面的機能を維持するため、農用地・水路・農道の地域共同管理などを支援する交付金でございますが、交付金の算出基礎となる対象農用地面積について、国営事業の令和 3 年度施工分及び農地転用等による面積増減の結果、町から活動組織に支出する交付金が増える見込みとなったことから増額するものでございます。財源としては補助金 4 分の 3 を充当する予定でございます。

その下、10 目 22 節補助金等返還金 23 万円は、令和 2 年度に実施された国の強い農業担い手づくり総合支援事業を活用した地元農業生産者が、受けた補助金の一部を返還するための補正でございます。これは当該農業生産者が簡易課税から一般課税事業者となったことで、助成を受けた補助金のうち、消費税対象分について返還する必要が生じたため、所要額を補正するものでございまして、国の制度に基づくもので、特に誤り等があったというものではありません。

その下、11 目は財源内訳の変更でございます。

2 項 1 目 12 節の一般廃棄物不燃・粗大ごみ処理業務委託料 77 万 8,000 円は、新規林業会社設立に

必要となる事務所・作業場を設置できる拠点として、町有施設である旧福井会館を使用する予定でございます。旧福井会館にある不要物を撤去する費用を補正するというものでございます。

18 ページでございます。7 款 1 項 1 目 18 節にぎわいづくり起業者等サポート事業補助 329 万 8,000 円。当初予算 300 万円に 7 月補正予算で 200 万円、合計 500 万円の予算に対し、既に 430 万円の交付決定を行っており、今後 4 件 400 万円の申請が予定されていることから、不足分を補正するというものでございます。昨年 11 月の日経新聞で、本町が新設法人増加数で全国 6 位と報じられ、事業効果を上げている支援でございます。このため、年度途中でも申請が見込まれる場合、都度補正をさせていただき対応をしているところでございます。よろしくお願いたします。

2 目 10 節光熱水費 79 万 2,000 円については、ニセコビュープラザ、アンヌプリトイレ、ニセコ駅前トイレ、駅前広場街灯の電気代、それからニセコビュープラザの水道料について、使用実績の増加による電気料等の値上げに対応する補正ということでございます。12 節の観光パンフレット作成業務委託料 248 万 6,000 円は、まず新型コロナウイルス拡大の影響によるパンフレット需要が減っていたことから、今年度の政策は見送り、令和 5 年度に作成する予定としておりましたが、観光需要が回復・増大していることや、道の駅の人数も増加しているということで在庫が少なくなり、新たな情報も更新しつつ補正をいたします。

3 目 10 節消耗品費 95 万 7,000 円。広域で実施をしております消費生活相談行政の推進に向け、活用している消費者行政強化事業補助金について、令和 4 年補正特別枠として、悪質商法対策特別枠、靈感商法を含めた悪質商法対策事業でございますが、この補助率 10 分の 10 というのが新たに設けられたことから、本特別枠を活用し羊蹄地域消費生活相談窓口の周知・啓発を図るため、周知・啓発用エコバックを購入し、相談窓口構成 7 町村で配布をするというものでございます。

19 ページ、8 款 2 項 3 目除雪対策費、10 節光熱水費 366 万円。町内のモイワ・アンヌプリ・東山の 3 か所に設置しているロードヒーティングについて、電気料値上げによる増額補正でございます。12 節の町道等除雪委託料 942 万 7,000 円は、労務費・機械損料・油脂代上昇によりまして、町道等除雪委託料も補正するというものです。18 節生活道路除雪費 246 万 9,000 円は、生活道路除雪費補助の見直しにより補助金を補正するというものでございます。

6 項 1 目 27 節の公共下水道事業特別会計繰入金 250 万 5,000 円。こちらは公共下水道事業特別会計繰入金の増額に伴う補正ということでございます。

7 項 1 目 10 節光熱水費 75 万円は、望羊団地や羊蹄団地など公営住宅の共用部及び受水槽について、電気料金の改定、燃料調整費の増額による補正でございます。12 節道営住宅整備要望資料作成業務委託料 29 万 7,000 円は、業務委託により道営住宅の町内建設に向けた現状の把握、今後の見通し、誘致可能性を検討し、北海道に要望をするための委託費用を補正するというものでございます。なお、北海道では地域の脱炭素化の推進や道有施設・設備の脱炭素化に取り組んでおり、住宅設備及び脱炭素化に向けた取組みをより効果的に推進するため、道営住宅を新たに配備・整備するという動きをしているところでございます。14 節公営住宅営繕工事 20 万円。本年度予算計上していたコーポ有島の灯油メーター交換工事、他工事において附帯工事が発生したため、不足が生じて今回の補正となりました。

20 ページでございます。9 款 1 項 1 目 18 節羊蹄山ろく消防組合負担金 84 万 2,000 円。羊蹄山ろく消防組合の支出増額に伴う負担金の増ということの補正でございます。

21 ページ、10 款 1 項 4 目 10 節消耗品 2 万 2,000 円、それから 11 節手数料 2 万 2,000 円、ごみ処理手数料 1,000 円。17 節保健衛生用備品 4 万 8,000 円、合わせて 9 万 3,000 円でございますが、ニセコ小学校において令和 5 年 2 月から 1 年生を対象にフッ化物洗口を実施することから、学校薬剤師による洗口液調製に係る手数料及び洗口液を保管する鍵付きの冷蔵庫、紙コップ等の消耗品など、実施に係る経費が発生するため、その補正ということでございます。11 節通信運搬費 11 万 7,000 円でございますが、旧学校校務支援システムの廃止に伴い、インターネット回線使用料が発生しないものと判断し、令和 4 年度当初予算では当該使用料を全て削減いたしました。G I G A スクール用インターネット回線使用料として支出が必要になることから 9 万 5,000 円の補正をするものでございます。また、家庭に通信環境がない児童生徒等に対する貸出しポケット Wi-Fi に係る使用料について、今年度は学級閉鎖等により貸出し件数が多く、今後も新型コロナウイルス感染の第 8 波に伴い件数増が見込まれるため、2 万 2,000 円を合わせた 11 万 7,000 円を補正するというものでございます。18 節外国青年招致事業特別会員会費 36 万 2,000 円は、ニセコ高校の A L T について、前任者の退職希望による帰国旅費等の経費は 7 月臨時会にて補正をさせていただきました。8 月 14 日來日の現 A L T の入国にかかる経費は、着任時期など予測ができなかったため計上いたしませんでした。今回はあっせん団体の C L A I R から推定額が示されたことから、その経費を補正するものでございます。

2 項 1 目 7 節スキー指導員謝礼 29 万 2,000 円につきましては、令和 4 年度のニセコ小学校スキー事業において、ニセコ小学校の教員不足を補うスキー指導員確保のため、その経費を補正するというものです。10 節光熱水費 355 万 3,000 円は、ニセコ小学校及び近藤小学校において新型コロナウイルス感染症対策で窓をあけて換気を行っているため、電気暖房使用料の増加、さらに電気料の値上げがあったことにより補正をするものでございます。17 節一般備品 65 万 9,000 円は、近藤小学校の令和 5 年度新就学児童の増加により不足した下駄箱、机、椅子の購入のための補正でございます。

3 項 1 目 10 節光熱水費 244 万円は、中学校において新型コロナウイルス感染症対策で窓をあけて換気を行っているということから、先ほどの小学校と同様、光熱水費の補正をするものでございます。22 ページ、17 節一般備品 4 万 4,000 円は、令和 5 年度のニセコ中学校における高身長の新就学生徒の増加により、不足した大きいサイズの机を 4 台を購入するという補正でございます。机のみの購入で、椅子は充足しているということでございます。

5 項 1 目 1 節の会計年度任用職員報酬 37 万 1,000 円は、給与改定による幼児センター及び子育て支援センターの会計年度任用職員報酬の増、コロナ感染による代替職員稼働日数の増による補正でございます。10 節光熱水費 158 万 5,000 円は、電気料の値上げによる幼児センター光熱水費の補正です。18 節広域保育所市町村負担金 71 万 4,000 円は、倶知安町 1 歳児 1 名、厚真町 2 歳児 1 名増加分に対する補正です。22 節補助金等返還金 8 万 4,000 円は、令和 3 年度子どものための教育・保育給付交付金の実績による返還金でございます。

6 項 2 目 10 節光熱水費 515 万 6,000 円は有島記念館等についての電気料金の高騰によるというものでございます。

6 項 3 目 10 節光熱水費 120 万 4,000 円はあそぶっくの電気料の高騰による補正。

7 項 3 目 10 節消耗品 51 万円については、学校給食の異物対応及び調理器具の劣化に伴う調理器具の更新、それから公用車の冬用消耗品の購入でございます。それから、調理器具補修用部品の整理棚の購入、それから参考図書を購入、今後必要とする衛生用品等の購入を予定しており、消耗品費の不足が生じるということでございます。同じく 10 節燃料費 39 万 7,000 円は、A 重油代の高騰により本年度の燃料費の不足が生じるということによって補正をしております。23 ページ、光熱水費 311 万 6,000 円は給食センターの電気代高騰によるものでございます。14 節給食センター営繕工事 7 万 7,000 円は、給食に入った異物を発見しやすくするため、照明 1 台を設置するというものでございます。17 節一般備品 42 万 6,000 円は、来年度の小・中学校の学級数の増加により食缶の数が不足すること、また、劣化により破損した食缶があることから、不足分の食缶の追加購入、現在使用している包丁の柄の部分の塗装が剥がれ、給食の異物になる恐れがあるため包丁の更新をいたします。それから新型コロナウイルス感染症防止対策として、給食センターの調理員休憩室に空気清浄機を 1 台設置するための補正でございます。

4 目 10 節燃料費 156 万円は、総合体育館の重油の高騰によるもの。光熱水費 130 万 9,000 円は同じく総合体育館の電気料の高騰によるものでございます。

24 ページ、12 款 1 項 1 目は財源内訳の変更でございます。

25 ページ、13 款 1 項 1 目 28 節の予備費 200 万円は、執行実績により予備費の残が 85 万 6,720 円、執行率 71.42%となっていることから、緊急時に備えて増額補正をするというものでございます。

続いて 8 ページ、歳入でございます。16 款 2 項 4 目 1 節の多面的機能支払交付金 15 万円。こちらは歳出でご説明をいたしました事業の財源となる 4 分の 3 の補正でございます。

5 目 1 節の消費者行政活性化事業補助金 95 万 7,000 円は、歳出でもご説明をいたしましたように地域消費生活相談窓口の周知・啓発のためのエコバッグ配布の費用でございます。

9 ページ、18 款 1 項 2 目 1 節指定寄附金 37 万円は、指定寄附 5 件をお受けしたことによる増額でございます。

10 ページ、19 款 1 項 1 目 1 節財政調整基金繰入金 6,058 万 1,000 円は、歳入歳出均衡のための補正でございます。なお、令和 4 年度中に普通交付税が 6,000 万円程度追加交付される見込みのため、今回の繰入金と同額を 3 月定例会で積立金として補正をする予定でございます。

11 ページ、20 款 1 項 1 目 1 節前年度繰越金 1,286 万 4,000 円は歳入歳出均衡のための補正でございます。これにより前年度繰越金の残額はゼロとなります。

12 ページでございます。21 款 5 項 4 目 23 節町有建物災害共済金 532 万円。災害等により破損した 4 か所、ニセコ小学校、堆肥センター、曾我地区の簡易水道上屋、国際交流施設の修繕費について、災害共済金が充当できる見込みになった補正でございます。その下、立木伐採補償金 680 万 5,000 円は、北海道新幹線建設工事における町有地の貸付などによる立木補償を締結したため、その補償金を増額補正するというものです。強い農業づくり事業補助金返還金 23 万円は、先ほどご説明しました農業生産者による消費税返還分でございます。

26 ページをご覧ください。給与費明細書でございますが、先ほど 26 ページから 28 ページにかけ

て歳出でご説明いたしました職員時間外や会計年度任用職員の報酬改定に伴う補正を反映した内容となっております。

29 ページは、先ほどご説明をいたしました債務負担行為の令和 4 年度に支払う利子 1,000 円を含めた還付金額を記載してございます。このため先ほどの合計より 1,000 円多い 507 万 2,000 円と記載されてございます。

議案の第 8 号については以上でございます。

続きまして、日程第 17、議案第 9 号 令和 4 年度ニセコ町簡易水道事業特別会計補正予算についてでございます。31 ページをお開きいただきたいと思います。

議案第 9 号 令和 4 年度ニセコ町簡易水道事業特別会計補正予算。

令和 4 年度ニセコ町の簡易水道特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 330 万 5,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 5 億 5,776 万 3,000 円とする。

第 2 項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 4 年 12 月 8 日提出、ニセコ町長 片山健也。

次の 32 ページから 34 ページは後ほどご覧ください。35 ページ、事項別明細書にある今回の補正額でございますが、こちらは全て一般財源でございます。

36 ページの歳入からご説明をいたします。3 款 1 項 1 目 1 節一般会計繰入金 330 万 5,000 円、歳入歳出均衡に伴う補正ということでございます。補正後の一般会計繰入金の予算額は 8,670 万 1,000 円となります。

続いて 37 ページ、歳出でございます。2 款 1 項 1 目 10 節燃料費 6 万 3,000 円は、水道施設更新等工事が増加し、現場対応が増えたことによる公用車燃料費の増額補正ということでございます。その下、光熱水費 124 万 2,000 円は、電気料等の高騰による水道施設全般にわたる光熱水費の増額となっております。14 節水道施設緊急補修工事 200 万円については、漏水事故の多発により 11 月時点で予算執行率 95.2%となり、今後予算不足を生じるおそれがあるための補正でございます。

議案第 9 号については以上でございます。

続いて 39 ページでございます。日程第 18、議案第 10 号でございます。

議案第 10 号 令和 4 年度ニセコ町公共下水道事業特別会計補正予算。

令和 4 年度ニセコ町公共下水道事業特別会計補正予算は次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 250 万 5,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 億 4,982 万 5,000 円とする。

第 2 項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費)

第 2 条 地方自治法第 213 条第 1 項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 2 表 繰越明許費」による。

令和 4 年 12 月 8 日提出、ニセコ町長 片山健也。

次のページをお開きいただいて 40 ページから 42 ページは後ほどご覧ください。43 ページの事項別明細書ですが、今回の補正額 250 万 5,000 円の財源の内訳は全て一般財源となります。

44 ページ、第 2 表については繰越明許費でございます。今年発注いたしました下水道管理センターの破砕機制御盤及び駆動用モニターに使用されている資材が、今年度内の入手が困難となり、機械設備更新工事のうち 2,310 万円を繰越明許費といたしました。それがここに記載している内容ということでございます。

次に 45 ページの歳入でございます。4 款 1 項 1 目 1 節一般会計繰入金 250 万 5,000 円の補正は、歳入歳出均衡に伴う補正ということで、補正後の一般会計繰入金の予算額は 1 億 3,760 万 6,000 円となります。

続いて 46 ページ、歳出でございます。2 款 1 項 1 目 10 節の燃料費 8 万 1,000 円は、工事現場対応が増えたことによる公用車の燃料費を補正しているものでございます。光熱水費 242 万 5,000 円については、電気料の高騰により下水道管理センター、マンホールポンプ場などの下水道施設全般の光熱水費の増額ということでございます。

最後に、別に用意しました補正予算資料No.1 でございますが、1 ページに今回の補正の概要と補正に伴う全会計の統括表、2 から 3 ページが補正に伴う一般会計の歳入歳出内訳、4 ページが一般会計補正の枠組み、5 から 6 ページにかけては簡水と公共下水の各会計の歳入歳出内訳と枠組みを記載してございます。後ほどご確認をいただきたいと存じます。

これにて議案第 1 号から 10 号までの説明を終了いたします。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（猪狩一郎君） これをもって提案理由の説明を終わります。

お諮りします。議事の都合により、議案第 1 号 ニセコ町議会議員及びニセコ町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例についての件から、議案第 10 号 令和 4 年度ニセコ町公共下水道事業特別会計補正予算までの 10 件は、質疑・討論・採決を 12 月 16 日に行うことにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なしの声あり」）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第 1 号 ニセコ町議会議員及びニセコ町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の件から、議案第 10 号 令和 4 年度ニセコ町公共下水道事業特別会計補正予算までの 10 件は、質疑・討論・採決を 12 月 16 日に行うことに決しました。

#### ◎日程第 19 発議第 6 号

○議長（猪狩一郎君） 日程第 19、発議第 6 号 健康保険証廃止の見直しを求める意見書案の件を

議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

高木直良君。

○8番（高木直良君） 発議についての提案理由を申し述べます。

健康保険証廃止の見直しを求める意見書案。政府は昨年10月からマイナ保険証の運用を開始し、6月7日の閣議決定では2024年度中に保険証発行の選択制の導入を目指してしていました。しかし、デジタル大臣が10月13日の会見で表明した政府方針では、2024年秋に健康保険証を廃止して、マイナ保険証に一本化し、来年度から医療機関などに対し、マイナンバーカードを保険証として利用するため、必要なシステムの導入を原則として義務づける方針を示しました。

全国保険医団体連合会が行った医療現場の実態意識調査や大阪府保険医協会が府内の医療機関に対して行ったアンケート結果では、マイナンバーカード利用に不慣れた患者への窓口対応の増加、システム不具合に診察継続が困難になるなど、保険証廃止による医療現場や患者への影響、危惧が出されています。とりわけ、患者の大半が高齢者である診療所においては、2、3人の少ないスタッフでは、マイナンバーカードの保険証の取扱い方を説明する負担が増えることや、スタッフがマイナンバーカードを扱うことで情報の漏えいリスクが心配だとの声が出されています。

こうした患者や医療機関の声を踏まえた議論が不十分なもとで、健康保険証の廃止提案について取り下げを求めるということで、今回発議させていただきました。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（猪狩一郎君） これをもって提案理由の説明を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっている発議第6号 健康保険証廃止の見直しを求める意見書案は、総務常任委員会に付託することにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

したがって、発議第6号 健康保険証廃止の見直しを求める意見書案は、総務常任委員会に付託することに決しました。

#### ◎休会の議決

○議長（猪狩一郎君） お諮りします。議事の都合により、12月9日から12月15日までの7日間休会にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、12月9日から12月15日までの7日間、休会することに決しました。

#### ◎散会の宣告

○議長（猪狩一郎君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれにて散会します。

なお、12月16日の議事日程は当日配付します。

本日はご苦労さまでした。

散会 午後2時15分

地方自治法第 123 条第 2 項の規定により署名する。

議 長 猪狩 一郎 (原本自署)

署 名 議 員 齊藤 うめ子 (原本自署)

署 名 議 員 小松 弘幸 (原本自署)